

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年6月3日（平成28年（行情）諮問第410号及び同第411号）及び同年9月28日（同第604号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（行情）答申第618号，同第619号及び同第626号）

事件名：特定の筆界特定手続記録のうち徳島県知事作成「筆界特定申請に対する意見書」等の一部開示決定に関する件

特定の境界確定協議書等について筆界特定登記官が当該筆界特定事件において筆界の効力を与えたとする文書等の不開示決定（不存在）に関する件

特定の筆界特定手続に関する筆界調査委員調査票一式等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる請求文書6につき，これを保有していないとして不開示とし，請求文書1ないし請求文書5及び請求文書7の開示請求に対し，別紙2に掲げる文書1ないし文書17（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とし，その余の文書を保有していないとして不開示とした各決定については，請求文書6につき，これを保有していないとして不開示とし，請求文書1ないし請求文書5及び請求文書7につき，文書1ないし文書17を特定し，その余の文書は保有していないとしたことは，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，徳島地方法務局長（以下「処分庁」という。）が行った別紙2に掲げる処分1ないし処分7（以下，併せて「原処分」という。）について，原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1

ア 請求文書2に関して

民事での隣地境界協議確定書を使用した境界確定書の内を，法定外公共財産法31条の3等の効力内容に準用している。

境界協議確定書は，この効力を有しない。筆界確定書記載の効力に

関する筆界確定書を構成する法律効果を基礎づける処分の取り消すとの裁決を求む。

イ 請求文書 1 に関して

筆界確定書の基礎事実が、境界確定書の内容に基づいて「筆界確定書」の結論構成している。境界確定書が、筆界確定書を構成する他の公文書の事実の開示を求む。他の資料が存在する。不開示文書の開示をもとむ。又処分を取り消すとの裁決を求む。

ウ 請求文書 4 に関して

筆界確定書を決定した根拠証拠で、本境界確定書を確定していない。その為には、不動産登記法（以下「不登法」という。）142条・143条での検証が必要である。筆界調査員の意見書の意見が、不登法143条の関係の検証がない。本件では、筆界調査員の意見が、地図に準じる図面に反する考えを採用しているが、地図に準じる内容、対象土地に関する工作物等に関する検証を記載していない。不登法143条の文書の開示を求む。

処分4の不開示内容は、本筆界確定書は、法務局筆界確定書内容を基礎づける資料が記載されていない。筆界を確定する為の「筆界」の認識行為であるので、筆界を認識する証明が存在し無いので、不登法第143条の要件事項の説明を求めた。然し不開示事由で、要件内容が不開示された。

登記名義人が関与していない行為を、登記名義人と関係の無い他人が行った行為に対して、登記名義人の権限を有する文書の開示を求めたが、開示が存在し無い。筆界確定書に他人が関与しているので、関与文書が存在するので、関与文書の開示を求めた。

又境界確定書の効力に対して、登記名義人・法定代理人を排除して、特定個人Aの行為に効力を認めた法的内容は存在しない事であるので、特定個人Aの効力に関する事実の取消し、特定個人Aに関する事実の取消しは無効である。

筆界確定書内容は、処分4の不開示内容項目で記載されている内容で、筆界確定書を作成されている内容がある。行政文書が存在していない資料で筆界確定書を作成した文書は無効である。取り消すとの採決を求む。

エ 請求文書 3 に関して

法定外国有財産管理人の徳島県と民有地の所有者の境界確定書面を、徳島県が隣地との境界を確定する内容と理解して、民事の境界確定書手続を、公法の国有財産手続規定の効力として第三者に主張し、民事の債権契約を公的手続と解し、公的手続規定を説明なく適用したので、適用する公文書が存在すると解するので、その規定解釈文

章の開示を求める。処分3では、筆界調査員の文書の不存在を規定している。

処分3の不開示内容で、筆界調査員の公的文書が存在しないで、筆界確定書を作成した事実は無効である。取消しの裁決を求む。

(2) 審査請求書2

ア 審査請求の趣旨

(ア) 処分5

a 筆界特定意見書に関して。

本件筆界を「原始筆界」と断定している。筆界を創設した時の筆界である。

意見書の内容として原始筆界を変更して原始公図を変更した場所を特定して「筆界」を断定す。

b 原始筆界変更の為の資料及びその採否の資料。(原始筆界変更の為の検証として不登法142条・143条等に関する下記の変更検討文書の開示。上記筆界変更法文検討の開示を求む。別添(略)記載内容の内、特に下記内容と筆界変更をする構成要件が関係するので検証文書の開示を求む。不登法142条・143条の下記記載構成要件の検証開示公文書。)

② 困障等(小屋・防火用水・境界植樹木等)。

③ 公園(構図の種類:土地台帳付属地図)別添(略),別添(略)

⑥ 公用地境界確定の書面(別添(略)。)⑦ その他(道路・別添(略)建物登記図面)

c 関係者の主張として,(略)が境界である。(別添(略)の申請に反する内容である・境界確定の当事者適格が存在し無い。存在する公文書の開示を求む。)

(参考筆界特定書C頁ス・セ断定の記載の根拠の公文書の開示。)

① B頁3記載の「境界確定書」は、国有財産法上の手続を経た「境界確定協議」の効力を記載している。(徳島県の「官民境界線の協議設定について」は所有権界の隣地との境界線の設定である。)別添(略)は特定番地の民間人の協議内容である。

② 同じく「境界確定協議書」は和解契約であると記載している。(筆界特定書D頁で特定日の境界確定書を「境界確定書」と呼ぶと断定した。)

③ 和解契約は民法695条規定で、民事契約である。民事契約の効力は第三者に対して効力は及ばない。当事者間の効力である境界確定書に対して、「他の資料とも総合して判断する事

の出来る重要な資料であると記載している。」別添（略）の資料内容で法務局の説明は、特定個人Aの関与権限の書面は保有していないと記載されている。この内容は特定個人Aは法的には「官民境界線の協議設定について」の内容に関しても「確定協議書」に関しては第三者である事を認めた内容であり、又当事者間の効力を有する「和解契約」と同じく第三者は権限の存在し無い法律行為に関与出来ない。徳島県の資料別添（略）も権限に関して関与の為の通知は発していないと記載（理由は特定番地所有者が行う民事の境界確定協議であるので、国有財産所有者が行う事ではないと説明している。）

- d 本筆界の根底を構成する「官民境界線の協議設定について」の徳島県の開示文書は、別添（略）で「特定個人Aの代理権」・「特定個人B」「法定代理人」が関与する文書を所持していないと記載している。
- e 同じく別添（略）には、国有財産法31条の3・4・5適用では、境界確認行為は、国が国有財産の境界が明らかでない時に行う国の行為である。国有財産管理者である徳島県が、境界確認行為を行っていないので（官民境界線の協議設定について）書面での「境界確定協議書」は特定番地の居住者が「協議」を申し出た内容である。私的民事の境界線の境界確定行為である。本問の特定日の作成の「筆界確定書」に関する書面を「境界確定書」と命名した。（本筆界確定書D頁「10」民事の境界確認書である）
- f 別添（略）で、個人間の私的境界確認行為であるので、公文書の対象にならない行為であると規定している。この説明は、筆界特定書記載のB頁3 境界確定書の性質、E頁才記載・C頁スの境界確定書の「参考」内容に影響を及ぼす内容である。権限のない他人の行為で、本人の財産を奪略される行為は、法的には存在し無い。本筆界確定書C頁ス記載で、筆界確定書に署名していないが、他人の行為が有効であるので、その他人の行為の有効性の反射的効力として、特定番地A所有者の意思と関係なく、民事の境界確定書を認めたとして、筆界を判断する行為は存在し無い。特定番地A所有者が関与したとして、境界を認める公文書の存在の開示を求める。他人の民事契約の効力が、他人に及ぶ文書の開示を求む。

別添（略）での徳島県の説明文書は、特定番地B所有者に対する通知行為等の書面は、存在し無い説明である。又別添（略）の「官民境界線の協議設定について」に関しては、別添（略）で特定個人Aの関与規定の公文書の存在を否定している。筆界

確定書に特定個人 A の関与規定を公言して、筆界確定所内容を作成している。「本審査請求」は、公文書記載の根拠資料開示に対する、不開示の審査請求であるので、「筆界特定書」記載内容の記載根拠資料が存在し無い事は、筆界特定書の内容が、根拠の無い筆界確定書になり、虚偽公文書作成罪に該当する。筆界特定書記載内容の根拠資料の開示を求める。特定個人 A が関与して参考にすると規定した重要な内容を記述する。

- g B 頁 3 境界確認書に関する規定。E 頁才の現地管理者である。10 スの境界線の署名行為の参考等に関しては、地方税法上等の財産管理人の依頼をしていない。

別添（略）記載の特定個人 A が権限を有しない規定であるが、特定個人 A の行為は権限を有した行為と解釈する公文書の開示を求む。特定個人は正しい権限を有した者の行為であると認定して筆界確定書に記載された内容の根拠公文書の開示を求む。此の「筆界確定書」は「明白な証拠資料」に反した内容を記載して国民に義務無き行為を強制さず公文書の開示を求む。但し別添（略）には権限が存在し無いと法務局は説明している。

- (イ) 別添（略）添付の国有財産管理者の証言に反して、徳島県と特定番地所有者の「境界確定協議書」である「民事の境界確定協議書」を国有財産法 31 条の 3・4・5 の効力を持った解釈に判定している。

- a 徳島県知事の意見書内容の説明（別添（略））に反して筆界特定書の解釈を変更して作成した。

又別添（略）書面から、明白に「民事の当事者の境界確認行為である」内容である。筆界特定書として記載の B 頁の境界確定書。E 頁才の境界確定書、C 頁スに関する内容は、国有財産法 31 条の 3・4・5 の規定を適用した第三者に対して効力を及ぼす規定である。

この国有財産法の効力規定は、登記名義人に対する通知行為が必要であり、又特定番地 A 所有者に対する手続規定が必要である。別添（略）には、国有財産管理者としては、手続は行っていないと説明している。此の事は、明白に国有財産所有者と特定番地所有者の財産管理者としての私的境界確認行為である。

国有財産の所有権管理者である「財産管理」権限に基づく財産管理行為である。国境界が不明である理由で行う境界確認行為ではない。

- b 別添（略）の書面内容の筆界確定書に関する考えに対して、徳島法務局が収集した別添（略）添付の徳島県の意見書又は、他の

資料で、国有財産法 31 条の 3・4・5 に関する説明を包含した解釈の公文書での回答の開示を求む。又登記名義人、法定代理人に対する通知行為の書面の開示を求む。国有財産法適用行為は、「公法」であるので行政手続法 16 条の書面行為が必要である。特定個人 A の代理権の書面行為内容の開示及び登記名義人・法定代理人に対する手続規定の開示を求む。但し別添（略）の書面では特定個人 A の権限書面は存在し無い回答である。特定個人 A の権限書面が存在し無いが、筆界特定書に記載された内容の根拠公文書の開示を求む。国有財産管理者である国が行なう国有財産境界確定行為手続でないという解釈すれば、その旨の開示を求む。別添（略）の徳島県の理由書では、民事の境界確定行為である理由で、各省の長が行う国有財産管理人の行為でないから、特定番地 A 所有者に対しての「何等の」通知行為ではないと規定している。当「筆界確定書」に記載された内容が職権で収集した資料内容に基づき作成されていない。根拠資料の開示を求む。別添（略）は、民事上の境界確定であるので、国有財産法上の効力と関係ないと規定している。

(ウ) 処分 6 で不開示とされた公文書は、別添（略）筆界特定意見書内容で、原始筆界を変更する内容である。原始筆界を変更する内容は、原始筆界に反論する意見が開示されなければならない。此の反論を下記の内容を有する。

筆界行為は、明治の筆界行為の内容である。法務局は、資料に基づく筆界・境界を構築する機関である。

- a 開示されない処分 6 の資料は、筆界を特定する為の基礎資料である。開示されない「徳島県の資料別添（略）」は、全て、国有財産法上の効力を有して、国が境界線を定める行為に関係の有る構成要件資料である。処分 6 の不開示公文書は、筆界特定書資料に必要資料の基礎を構成している。開示可能である。理由は、この資料は、筆界資料の基礎資料である。
- b 国有財産管理者である徳島県の主張は、別添（略）記載のとおり、本官民境界線の境界線の協議設定は私的な個人の境界確定書であると主張している。これに対する、筆界特定書の「境界確定書」に対する資料は、別添（略）を否定して、別添（略）の徳島県の意見書を採用する事は矛盾が生じる行為である。別添（略）の内容を否定する公文書の開示を求む。
- c 「境界確定協議書」の申請行為は特定番地所有者の民事の境界確定行為の内容である。然し、国有財産法上の、国が境界を確定する隣接地の所有者に要求する「境界確定の協議」に解釈されて

いる。又「国有財産の筆界の確定」手続行為に解釈されている。

「筆界」の解釈の前に、民事の敷地の隣接した「境界確定行為」を基本にした解釈内容が、徳島県と特定番地の当事者の内容である。その内容を、法務局が、「民事の境界確定行為を国が要求する筆界内容に解釈した。」法務局の解釈の公文書内容を、民事の境界手続行為での、徳島県と特定番地の私人間の効力での開示・説明を求む。徳島県の解釈内容が正しい時は、再度別添（略）の境界確定協議書の「境界不明の協議書は、国有財産法上の国が求める境界確定行為」である脱根の開示の説明を求む。

審査請求人が開示請求した処分6は既述の如く下記の内容を有する。

- (a) 徳島県と特定番地所有者の、民事の境界確定協議書である。
(別添（略）)
- (b) 特定番地所有者の協議申請で境界が不明であるので徳島県と特定番地所有者で境界を確認した行為である。(別添（略）)
- (c) 徳島県と特定番地所有者の境界協議で境界線を確認した書面である。境界確認書面は、個人の隣人の確認書である。個人間の境界線の「財産管理」の確認行為を、「機能管理」に係るものとしての「管理行為を拡張する根拠」の説明が必要である。「機能管理にする公文書の開示を求む」
- (d) 「境界確定協議書等」は、特定番地と国有財産管理人の隣接した民事の境界確認行為である。個人の隣接した、境界確認行為の境界線を、(略)させた所が国有財産の境界であるとして里道を移動した行為の説明が必要である。別添（略）の書面は、一枚の書面で境界線の協議及び甲回線の変更書面を有する書面ではない。(略)した所が、境界線であるとの主張は、境界線の変更手続である。変更手続は国有財産施行細則の規定が必要である。又(略)させた所が境界線であると主張する行為は、特定番地居住者には、当事者適格を有しない。(略)させた所の境界線は、特定番地A・特定番地Bの境界が法定外国有財産との当事者適格を有する地位になる。特定番地所有者が(略)させた所が境界であると主張する境界線の当事者適格を有する法的内容の開示を求む。

境界線がA頁ウの(略)が対側地(特定番地)と赤線(里道)との境界線である事。(別添(略))この説明は別添(略)の紙公図と同じ形状・内容である。

及びC頁スの(略)させた所が筆界と認定した。これは、境

界確定協議書での「協議する申請書」で2ヶ所の「境界を申請した内容」である。此の事は、別添（略）の「官民境界線の協議接定について」の申請書の特定日の境界確定協議書の境界確定協議申請書で境界が明らかでないので1ヶ所の境界の協議は理解できるが、特定番地と特定番地の先の境界が2ヶ所存在する事は境界線としては整合性が存在し無い。境界線の協議内容に反する行為である。（略）させた所が、境界であると主張するのは、特定番地と特定番地の先の境界線を確定する当事者適格を有しない。当事者適格を有する公文書の開示を求む。

a) として、境界線を確定して、其の後に公図変更手続を取る事は理解できる内容である。

b) として、その先の行為として、国有財産法31条の3・4・5の手続、及び国有財産法施行規則を利用する行為が存在し無い。この整合性のある、境界線を確定するのに2ヶ所の境界線の存在内容の公文書での開示説明を求む。別添（略）は、手続は存在し無いとの回答を参照。此の行為は特定番地A所有者の権利が存在する。然し別添（略）には特定番地A所有者に対する手続の通知は存在し無い説明である。然し徳島法務局は、この境界確定書B頁2の公図・3の境界確定書E頁才の境界確定書で、国有財産法上の効力を認めている。収集した資料に反して、この国有財産法上の効力を認める根拠資料の開示を求む。

(e) 本問での徳島県と特定番地所有者の境界確定協議申請の「境界確定協議書」は隣接した個人の敷地の境界線の確認行為である。

この行為は、徳島県に対して、境界確認協議の申請が存在するか、存在し無いかの公文書の開示要求である。特定番地の建物登記簿には、敷地の登記内容には、特定番位の（略）側には、赤線の道路が存在する。この資料も法務局が収集している。この内容の検証を無視した行為・内容を棄却した行為の開示を求む。之は別添（略）で請求した公文書検証内容、及び別添（略）で請求した不登法142条・143条の解釈に反対面から関連する。理由の説明を公文書で請求する。然し建物登記は建物の（略）側には道路が存在する。（略）の道路の開示説明を求む。別添（略）の紙公図・及び別添（略）の登記簿内容の整合性のある検証公文書の開示を求む。

(f) 境界確定協議書の協議内容は、隣接した境界が不明である理由で、境界線を確認した協議書である。里道・（略）の移動・

配置移動の申請書ではない。この行為を含んだ内容なら、登記名義人・法定代理人に対する国有財産法上・及び国有財産施行細則の通知行為が存在しなければならない。国有財産法上の適用手続の開示を求む。但し徳島県の説明書では特定番地 A 所有者には手続内容は存在しない事の説明が存する。

- (g) 筆界特定書 B 頁 3 境界確定書記載の境界確定書に署名・捺印した境界確定協議書の効力は、処分 4 の開示請求に対する開示内容は、特定個人 A の権限規定文章は存在し無い内容である。全ての法的行為は、権限所持行為で進行する内容である。特定個人 A は法的権限を所持しないで、署名した行為の形成も存在し無い。特定個人 A は、境界の立会行為である。筆界特定書に関して特定個人 A の署名行為は全て、特定番地と特定番地の先の境界線の立会行為のみであり、それ以外の行為は存在し無い行為である。又(略)させた所が、特定番地と特定番地の先の境界であると解する行為は、特定番地の敷地所有者は当事者適格を有しない。(略)させた所の当事者適格は特定番地 A ・特定番地 B の所有者が有する内容である。又、特定個人 A は、所有権処分権限を有していない。別添(略)で請求している。

特定番地から離れた所である(略)の所が境界線とする解釈は、その境界の協議当事者は、特定番地 A ・特定番地 B 所有者が当事者適格を有する内容になる。(略)させた所が赤線の境界線であると主張する行為即赤線を移動させる行為は、境界線の移動と共に土地処分行為に係る。特定個人 A が特定番地の土地に処分行為に関与した公文書の存在行為があるなら、公文書での開示を願う。別添(略)の書面は特定番地 A 所有者に対する行為は何ら行っていないと記述している。又(略)に権限の無い者の代理権限の記載をしている。これに対する徳島法務局の回答は、別添(略)の特定個人 A の権限内容の不所持回答である。筆界確定書に記載した内容の効力を否定する為には、法務局が筆界確定書の内容を取り消す行為が必要である。根拠資料を基礎とした筆界確定書の作成をしていない事を認める公文書の開示を求める。

- (h) 徳島県の理由説明書(別添(略))は、特定番地と国有財産管理者との民事の所有権に基づく隣接の境界確定行為と説明している。然し徳島法務局は、筆界特定書では、B 頁で境界確定協議内容に権限のない特定個人 A の行為を権限のある者の行為として、処分行為の有効性を主張した。但し別添(略)では、特定個人 A の権限は存在しない事を認めた。又別添(略)にも

特定番地 A 所有者に対する手続規定の適用を用いていない。此の文言に対しても審査請求を出している。隣接地の民事の私的境界確認行為を筆界の効力を有する内容と規定した行為、及び境界確定協議書の私的境界線の確定行為を、徳島県と特定番地所有者の境界確定書（徳島県の意見書添付書面）を根拠として B 頁 4 以下の筆界線を、私的境界確認書を基礎として筆界を作成した内容である。徳島県と特定番地所有者との私的隣接地の境界確定協議書の内容を基礎としないで、国有財産法上の規定を適用した内容に効力を持たせる公文書の開示を求む。

イ 請求の原因。（請求の原因は請求の趣旨の所で多くを記述したが、以下でも記述する）

徳島県の「官民境界線の協議設定について」は特定番地の所有者が、民事の境界確定行為に基づく「境界確定協議」を国有財産所有者である徳島県に「境界確定協議」を申し出た「隣接地の所有者」が、民事上の境界確認を求めた内容である。国有財産所有者の各省庁長が、国有財産法の 31 条の 3・4・5 の規定に基づいて国有財産所有者の各省庁長が求めた規定ではない。此の為に、国有財産法の規定は適用されないものであり、筆界特定書の引用効力規定内容は誤りである。有効と筆界特定書に記載されているので、有効内容の公文書が存在する事である。この公文書の内容公力の開示を求む。国有財産法の規定を適用して「効力のある筆界特定書」を作成する為には、国有財産所有者の各省庁長が請求した公文書が必要である。此の開示を求める。

(ア)

a 筆界特定書 B 頁公図について。

不登法 14 条 4 項の地図に準ずる図面として備え付けられている。これに対する資料の開示での説明を求む。「原始筆界」を変更する資料の開示を求む。不登法 14 条 2 条・14 条 3 条の個別検証が存在する。新たな「筆界」線を作成する行為である（別添（略））。

b この図面は原始筆界創設時の物であり、土地の位置関係や、境界線の形状に関しては、その特徴をかなり忠実に表現している。公図は、作成時は一筆の土地公図を、合算した内容を集合した図面に記載したものが公図であると定義されている。本件の土地は、周囲を（略）で囲われた一筆の土地である。特定番地の土地は、一筆の土地公図であるので、地祖改正時からの変更のない一筆の公図である。此の公図を編綴するには、正確な資料が必要である。

c 筆界特定意見書が認定した原始筆界により、筆界が確定した

「筆界」である。

上記 b での主張資料を変更する公文書の開示を求む。

- d 「原始筆界」で創設された「筆界」を筆界特定の意見書として提出した「意見内容」は、筆界を「変更する」意見書である。変更する客観的資料の開示を求める。一筆の土地公図である。
- e 原始筆界で「創設された筆界」を変更する理由の記載がない「筆界変更の理由の開示」を求む。「筆界変更」には変更理由が存在し無ければ、創設時に創設された「筆界」の変更は存在し無い。一筆の土地公図である。

(イ)

- a 国有財産法 31 条の 3・4・5 の規定の適用は、第三者に対する効力規定である。この効力規定は、隣接者の登記名義人に対する通知行為が必要である。筆界確定書の効力を登記名義人に付与する行為の条件として、登記名義人及び法定代理人に対する通知行為の公文書の開示を求む。(別添(略)では特定番地 A 所有者に対する通知行為等は司法上の行為であり存在し無いと説明している。法務局はこの点で反対であるので法務局の解釈した公文書内容の開示を求む。)法務局の通知行為の存在認定を公文書での説明を求む。
- b 徳島県の意見書書面(別添(略))の「官民境界線の協議設定について」の内容は、開示資料別添(略)で、特定番地と特定番地の先の境界が不明であるので、その境界の「確定」につき協議の申請である。
- c 不明の境界は(略)頁(現地協議確認書)で特定番地と特定番地の先の境界を確認した。境界が 2ヶ所存在する文書の説明を求む。別添(略)の内容は特定番地と特定番地の先の境界の協議書面である。別添(略)の徳島県の資料説明は 2 の(2)以下で文章を特定している。特定日の特定番号の境界確認協議書と特定している。この文書内容で境界線が 2ヶ所存在して、境界線の移動事由と解釈する 2 通の書面の開示を求む。境界を変更する規定の書面の開示を求む。法務局の職権調査資料の関係で開示を求む。
- d この境界確定協議の「協議」で法務局資料の「境界確定書」を作成し決裁を取った。

(別添(略))の内容の開示・(略)頁の内容の開示・(略)頁の内容の開示の其々の説明公文書開示を求む。別添(略)事案の概要「2」処分の決定工の書面との関係の説明内容。

- e 「特定番地の境界設定について」で、境界線を変更する行為が存在するなら、対側者である特定番地 A、特定番地 B 登記名義人

に対して通知行為，又登記名義人に対しての通知行為が不可能で有る時は，市町村職員の立会行為が必要である。国が境界を確認する為には必要である。然し別添（略）で国は境界確認行為を行っていない。徳島県の説明に反する内容を，法務局が認定した公文書の開示を求む。

- f 「別添図面による」協議が整った行為は，特定番地と特定番地の先の不明の境界が確定した行為である。境界の変更手続の書面の開示を求む。但し境界の確認行為は別の申請書が必要である。国有財産法施行細則規定。但し別添（略）にはこの規定の適用を取り入れていない説明である。法務局が取り入れて筆界確定書を作成した公文書の開示を求む。
- g 此の「境界確定協議書」の書面からは，境界の確定を求める書面である。但し別添（略）の徳島県の説明は私的境界の協議内容である。別添（略），里道の変更書面の開示を求む。
- h 別添（略）の徳島県の意見書は，特定日の「境界確定書」が締結されたと記載している。この内容は，「境界確定協議」書面での，隣地の所有権に基づく「財産管理」の私的境界確認行為とある。
- i 特定個人Aは，立ち合い人として特定日に現地協議確認に署名・押印している。と記載している。特定個人Aの行為は境界線の確認行為の立会である。処分権限を有する者としての立会行為ではない。しかし別添（略）の徳島県の理由説明書では，特定個人Aの関与は存在し無い回答である。特定個人Aが署名・押印手続の通知内容の開示を求む。特定個人Aの署名行為は筆跡が異なる。商業をしていたので，特定個人Aの長面は現在も保管している。特定個人Aが立ち会った行為の具体的・法的効力の生じる内容の開示を求む。但し別添（略）には特定個人Aの代理行為の文書の存在を否定した内容との整合性のある説明を求む。
- j 処分4の不開示通知書内容は，特定個人Aの権限書面の保持を所有していない事を認めた。又総第489号平成27年9月2日の不開示書面にも特定個人Aの立会権限書面の保有を否定した。又関係者全員の同意を規定しているが，特定個人Aの権限が存在しない事は，登記名義人に対する通知行為等が存在しない事になる。この整合性の説明を公文書資料での開示を求む。登記名義人に対する通知行為が存在し無い。理由は特定番地と特定番地の先の境界線の私的境界確認行為であるので，その境界を判明さす目的である。又上記（イ）の「境界確定時」との記載が存するが，上記（ア）で特定日の現地協議確認書を基礎としているので，起

源は特定日の時点を考慮しなければならない。特定番地と特定番地の先の境界は同意しているが、里道移動行為に関しては同意した文言が存在し無い境界確定協議書である。此の点の精査が法務局に必要である。公文書の開示での説明を求める。筆界特定意見書に關係する内容である。境界の変更行為の当事者適格が存在し無い。当事者適格を認めた行為であるので、特定番地所有者が当事者適格を有する内容の公文書の開示を求む。

k 特定番地と特定番地の先の境界協議は国有財産管理者の財産管理に所属する。民事の境界確定行為の相違を本文の規定から、国有財産法の境界確定協議と解する要件の公文書での開示を求む。民事の隣接した境界確認行為の要件内容書面の公文書での開示を求む。

(3) 審査請求書 3

徳島法務局は、別添（略）の資料を取得した。法務局は、（略）の資料を実施局は別紙（略）の目的に使用した。しかし法務局は筆界特定書 B 頁の国有財産法の効力を有する書面に解釈した。

法務局の解釈は、上記（略）の解釈を別内容に解釈して使用した。不登法 1 3 2 条 1 項 7 号但書は、他人が法務局の解釈を誤解さすための資料を法務局に資料等を提供した行為に解釈されている。資料（略）の、資料を、法務局が不登法 1 3 8 条等の権限で取得した。その資料の解釈を、専門部署の法務局が別添（略）の資料を国有財産法が適用される資料と解釈した。法務局は別添（略）の資料を取得した公文書の開示を求める。別添（略）の筆界特定意見書 F 頁第 4 の結論が「占有界を筆界とする」の判断を排除した内容である。

筆界特定意見書を排除する資料内容の開示を求める。

（審査請求の趣旨）

ア 筆界特定申請は、先祖からの資産の承継である。徳島法務局は、筆界特定を行う資料の開示を求めた。

資料の不存在等で不開示である。（別添（略））。境界確定協議書は、徳島県の解釈は民事の境界確定書を作成した。法務局は「境界確定協議書（以下、本項において「A」という。）を国有財産法の効力を有する解釈をし、通達第 2 7 6 0 号の様式 1 4 号での開示を行はず「A」の語彙のみで「A」書面を国有財産法の効力を有する書面と解釈した。又別添（略）の実施機関の添付資料は別点（略）で、特定番地所有者の提出書面は、別添（略）の資料であると説明した。

上記資料には、境界を（略）したところの書面は提出していない。筆界特定書は境界を（略）した所を認めた。資料には特定番地と特定番地の先の境界線の協議内容である。別添（略）も同じ内容である。

境界を（略）した所を境界にする申請書の開示を求む。実地機関の解釈では、境界確定協議書は第三者に影響を及ぼさない当事者間の契約であると解釈している。境界確定協議書が第三者に効力を及ぼす効力を有するには、効力を及ぼす法律が存在し無ければならない。別添（略）の効力を排除する公文書の開示を求む。下記 17 頁記載の法律要件の不存在内容も請求の趣旨である。

イ 「A」文書に影響及ぼす資料の不存在を理由として不開示である（別添（略））。

筆界特定書作成の根拠資料が存在し無ければ、筆界特定書は虚偽公文書作成罪・虚偽公文書使用罪になる。

不登法 132・143 条等の調査資料の開示も求める。

(ア) 本件の筆界特定書に関し申請人の疑問は、徳島県と特定番地所有者が別添（略）で、国と申請住民が締結した境界確定書を財産権の境界確定書であると国と徳島県情報審査会が認定した。「別添（略）」資料は、国有財産法の適用は存在し無い説明である。

(イ) 境界確定協議書が第三者に影響を及ぼす内容は、私人間の契約書面は、効力を有しない。

民事契約である解釈を否定した資料の開示を求めたが、資料の不存在で非開示行為（別添（略））。

再度の開示請求も、開示公文書の内容が異なる文章で非開示をされた（別添（略））。

実施機関は、境界確定書に記載された特定個人 A の行為は、代理権を有しない、処分行為をしていないと認めた。別添（略）受付番号特定番号で、境界確定書の内容が、第三者に影響が及ぶ書面は所持を否定して不開示である。国有財産法は第三者に効力が及ぶ。別添（略）の処分 4 の不開示の記載で、特定個人 A の代理権の存在を否定しが、筆界特定書内容は、特定個人 A の署名・捺印行為に効力を認めている。筆界特定書記載内容を構成する代理書面である。代理権書面の無い特定個人 A の代理行為は、筆界特定書との関係では不登法 123 条 7 号但し書に該当する。開示を求む。又「筆界特定書」A 頁第 3 法務局の判断は、B 頁の「境界確定書の効力」を説明した。別添（略）の特定個人 A の代理権不存在の説明は、筆通特特定番号（以下、本項において「B」という。）での無権代理人特定個人 A の署名・捺印行為で B を有効とした行為は、登記名義人の行為が存在し無い行為になる。法務局が、通達第 2760 号の様式集第 14 号の調査書面資料・及び国有財産法が A に影響を及ぼして第三者に効力を及ぼす文書の開示を求めた。第三者に対する効力を及ぼす法的規定文書は所持していない説明である。別添（略）不開

示書面が及ばない文書は別添（略）で存在する。第三者に効力が及ばないので、「A」書面が、「A」B頁3「境界確定書」で、国有財産法の境界確定協議の性質を引用する理由の説明を求む。国有財産法上の境界確定協議書の性質を有する規定別添（略）で特定番地の住人が請求した行為である。

個人が請求した行為には国有財産法の境界確定協議の効力は適用ない。本事例はAの書面が第三者に効力が及ばない行為は、別添（略）の実施機関の解釈と同じ効力を有する契約内容である。適用可能な文書の開示を求む。

別添（略）は、記載内容第35号で様式集の調査書面の職権収集資料で、第三者に効力を及ぼす文書の所持はないと説明した。別添（略）の申請人の「補足説明内容」目的は、筆界確定書が、国有財産法の適用が存する書面の提出を求める行為である。特定個人Aの代理権を問題としたが、代理権の不存在を別添（略）で認めた。特定個人Aの署名・捺印行為は不登法123条1項7号但書該当事項である。別添（略）実施機関説明も同じである。法務局が作成した筆界特定書に影響する特定個人Aの署名・捺印行為で、筆界特定書が有効とした筆界特定書も不登法123条1項7号但書該当を拒否する時は公文書の開示を求む。

(ウ) 別添（略）の要請文書開示決定通知書に対する請求人の説明文書のマーカーペン記載の公文書の開示が存在し無い。開示を請求する。法務局は請求公文書と異なる文章を開示した。申請人は、「筆界特定書」に記載された公文書を請求している。筆界特定書に記載された内容は、公文書が存在する。存在し無ければ、虚偽公文書作成罪・使用罪である。

(エ) B書面は、法務局の筆界申請書に対する筆界である。B書面は、別添（略）の特定番地と特定番地の先の財産権に関する境界確定書の申請書である。法務局は実施機関の解釈に反してA書面が国有財産権の効力の有る内容に解釈した。A書面を実施機関の解釈の効力を否定する解釈であるので、法務局の解釈を維持する為に、実施機関の効力を排除する公文書の開示を求む。

B書面内容の前提は、別添（略）の如く、「A書面の内容を特定番地と乙地との所有権間」の境界に対しての効力を規定した書面としての内容を別添（略）の如く解釈する内容である。B書面作成は、法務局の管轄である。専門部局が実施機関の内容を変更する事は、法務局の権限外の行為である。別添（略）の資料を調査して、境界確定協議書を実施機関の解釈を否定する時は、解釈変更権限の開示を求む。不登法132条7号但し書の規定に該当する法務局の行為

である。

ウ 審査請求の原因（別添（略）記載の期日調書・筆界特定意見書関連）。

上記（イ）に関連した原因が基本になる審査請求である。

下記内容は全て筆界特定書の資料である。法務局資料に基づき作成した筆界特定書である。資料文書を請求する。又その資料と上記請求趣旨を基本とする請求内容である。

（以下略）

（４）意見書

審査請求人から平成２８年７月５日付け（同月６日受付）（諮問第４１０号及び同第４１１号），同年１１月２日付け（同月２日受付）（同第６０４号）並びに同年１２月１４日付け（同月１５日受付）（諮問第４１０号，同４１１号及び同第６０４号）で意見書が当審査会宛てに提出された（いずれも，諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。）。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 理由説明書

（１）本件各審査請求について

本件各審査請求は，徳島地方法務局の筆界特定登記官に申請された特定の筆界特定事件（以下「本件事件」という。）に関する別紙１に掲げる行政文書の開示を求める請求に対して，処分庁が行った７つの開示決定等（原処分）において，自身の請求する行政文書の開示がされないことを不服として行われたものである。

（２）原処分について

本件各審査請求の対象となっている７つの開示請求は，別紙１のとおりであるが，その記載内容から，対象文書を直ちに特定することが困難であったため，処分庁は，審査請求人との間で複数回にわたりＦＡＸ等でやり取りを行い，対象文書を特定した上で決定を行った。

なお，対象文書の特定に係る経緯は，別紙３（略）（諮問第４１０号及び同第４１１号）及び別添（略）（同第６０４号）のとおりである。

（３）原処分の妥当性について

ア 諮問第４１０号

審査請求人は，処分庁が行った原処分のうち，請求に係る行政文書は存在するとして，原処分の不当性を主張しているため，原処分の妥当性について，以下検討する。

（ア）請求文書１に対する原処分

審査請求人は，平成２７年１２月１４日に処分庁に送信したＦＡＸにおいて，これまでの処分庁から送られてきたＦＡＸの内容から，

「対側地所有者が（略）が対測地と赤線（里道）との境界線であるとの認識であり，乙地管理者と対側地所有者との間においては認識は一致している。」との根拠文書は，イ「官民境界線の協議設定について」，ロ「境界確定書」，ハ「現地協議確認書」及びニ「境界確定協議書」及び徳島県がイからニまでの文書について意見を述べた意見書の5つの文書を基礎とした証拠資料解釈であると解して，これら5つの文書の開示を求める旨を記載している。したがって，これらの5つの文書に相当する①徳島県知事から提出された意見書及び②筆界特定登記官からの交付申請により徳島県から写しの送付を受けた文書の2つの行政文書の開示決定を行った処分庁の原処分は妥当なものと認められる。

（イ）請求文書2に対する原処分

審査請求人は，平成27年12月14日に処分庁に送信したFAXにおいて，処分庁が同年12月9日のFAXにおいて特定した，特定月に徳島地方法務局登記部門法務事務官が徳島県知事宛てに官民境界確定書写しを申請した文書である「図面等交付・閲覧申請書」を請求すると記載している。

したがって，処分庁の原処分は妥当なものと認められる。

（ウ）請求文書3に対する原処分

審査請求人は，平成28年1月3日に処分庁に送信したFAXにおいて，様式集第14号及び14号様式集関係の全ての調査票及び処分庁が（平成27年）12月25日のFAXで提示した文書（筆界調査委員の調査内容を記載した文書，筆界調査委員の調査内容と筆界特定書との関係を記載した文書及び筆界調査委員の意見書を引用しない理由を記載した文書）を請求すると記載している。

本件事件においては，筆界調査委員の調査内容を記載した文書として，不登法142条に基づく筆界調査委員の意見書のみしか存在しないことから，当該文書の開示決定を行った処分庁の原処分は妥当なものと認められる。

（エ）請求文書4に対する原処分

請求文書4においては，①不登法143条において，筆界特定登記官が筆界の判断に当たり踏まえるべきもの及び考慮要素として掲げられている全ての事項について精査・検証した内容，②「境界確定書」の効力（有効か無効か）及び境界確認をした者の法律行為効果が第三者に効果を及ぼすとする公文書・法律規定内容，③特定個人の権限内容を規定した公文書等についての開示を求めているが，処分庁が開示決定をした文書以外に該当する文書は存在しない。

したがって，処分庁の原処分は妥当なものと認められる。

(オ) 請求文書 5 に対する原処分

請求文書 5 においては、処分庁は、平成 28 年 1 月 9 日及び同月 12 日に審査請求人から送信された F A X の記載内容に基づき、請求の対象となる全ての行政文書を開示決定しており、処分庁の原処分は妥当なものと認められる。

イ 諮問第 4 1 1 号（請求文書 6）

処分庁は、平成 28 年 3 月 14 日に審査請求人から送信された F A X の記載内容に基づき、請求の対象となる行政文書を特定したが、対象となる行政文書は存在しないため、これを保有していないとして、不開示決定をしており、処分庁の原処分は妥当なものと認められる。

ウ 諮問第 6 0 4 号（請求文書 7）

処分庁は、平成 28 年 5 月 23 日に審査請求人から送信された F A X の記載内容に基づき、請求の対象となる行政文書を特定したが、請求された文書の一部については、対象となる行政文書は存在しないため、これを保有していないとして、不開示決定をしており、処分庁の原処分は妥当なものと認められる。

2 補充理由説明書（各諮問事件に係る補充理由説明書のうち、同旨の項目については、諮問第 4 1 0 号のものを記載。）

(1) 本件各審査請求について

上記 1 (1) のとおり。

(2) 本件事件の概要について

本件事件では、対象土地甲（特定番地 A）と対象土地乙（特定番地北側の土地。徳島県が管理）との筆界（甲土地から見て北側及び西側の筆界）を特定した。（諮問第 4 1 0 号）

審査請求人は、本件事件の申請人代理人であり、本件事件において、甲土地の北側筆界は、乙土地と対側地（特定番地）の（略）に沿った線（筆界特定図面（筆界特定手続記録（以下「手続記録」という。）の特定頁）の特定地点 1 及び特定地点 2 を直線で結んだ線）であると主張していたが、本件事件では、特定日に申請人の親族及び関係土地 1（特定番地 B）の所有者が立会者として確認された境界を参考とし、当該境界と同じ位置で筆界が特定された（筆界特定図面の特定地点 A 及び特定地点 B を直線で結んだ線で特定）。

(3) 7 つの処分の妥当性の検討

ア 筆界の検討のために用いる行政文書

本件審査請求における対象文書は、行政文書開示請求時の処分庁による補正等において、処分庁に申請された本件事件に係る行政文書であり、審査請求人は本件事件の筆界特定書に記載されている内容を疎明する行政文書等の開示請求を行っているものと認められることか

ら、始めに、筆界特定手続において、筆界の検討のために用いる行政文書について言及する。

(ア) 筆界特定申請書及びその添付書面（申請人又は申請人代理人作成）

筆界特定の申請は、不登法131条2項各号に掲げる筆界特定申請情報を法務局又は地方法務局の筆界特定登記官に対して提出する方法によって行われる。また、申請が代理人からされる場合には、当該代理人の権限を証する情報が添付情報として提出される。

※ 別紙3の本件事件の手続記録の目録（以下「目録」という。）

6

(イ) 申請人及び関係人から提出される意見書、資料（申請人若しくは申請人代理人又は関係人作成）

筆界特定手続では、申請人及び関係人は、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界について、意見又は資料を提出することができることとされていることから（不登法139条1項）、これらの者から資料や意見書が提出される。

※ 目録14～目録25

(ウ) 法務局が職権で収集する資料

法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のため必要があると認めるときは関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができるとされていることから、対象土地及び関係土地に関して、管轄登記所で保管している資料のほか、市町村等で保有する資料を職権で収集する。

※ 目録27～目録44

(エ) 期日経過調書（筆界特定登記官作成）

筆界特定登記官は申請人及び関係人に意見を述べ、又は資料を提出させる機会を与えなければならないとされ、意見聴取期日における申請人等の陳述の要旨を明らかにした期日経過調書を作成しなければならないとされている（不登法140条4項）。

※ 目録7

(オ) 筆界調査委員による事実の調査の調査票等（筆界調査委員作成）

法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のために必要な事実の調査を行うべき筆界調査委員を指定する（不登法134条）。筆界調査委員は、対象土地及び関係土地その他の土地の測量又は実地調査、申請人若しくは関係人又はその他の者から知っている事実を聴取し、又は資料の提出を求めること、その他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査をすることができることとされ（不登法135条）、

筆界特定登記官は、同条に基づき調査の経過又は結果その他必要な事項について報告を求められることができるとされている（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号。以下「規則」という。）229条）。また、平成17年12月6日民二第2760号法務省民事局長通達（以下「施行通達」という。）の104においては、筆界特定に必要な事実の調査をしたときは、別記第14号様式又はこれに準ずる様式による調査票に所用の事項を記載し、適宜の時期に筆界特定登記官に提出するものとするとき、この場合において、施行通達の103によりした写し又は記録があるときは、当該写し又は記録を添付するものとされている。

なお、筆界調査委員による現況等把握調査等においては、法務局又は地方法務局の補助職員も同行して行うため、筆界特定登記官がその作成を求めない場合には、施行通達の104又は121に基づく調査票を作成しない場合もある。

※ 本件事件では、本件調査票は作成されていないため、筆界特定手続記録には編綴されていない。

（カ）筆界調査委員の意見書

筆界調査委員は、上記（エ）の期日の後、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を終了したときは、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界についての意見を提出しなければならないとされている（不登法142条）。

※ 目録9及び目録10

なお、（ア）から（カ）までの資料は、全て筆界特定手続記録に編綴することとされている（施行通達143・144）。

イ 筆界特定登記官による筆界の特定方法及び筆界特定書の記載内容

筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、困障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して対象土地の筆界特定をし、その結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成しなければならないとされている（不登法143条1項）。

（ア）筆界調査委員の意見の反映

筆界特定は、国民の権利の客体となる一筆の土地の区画について公的機関が判断を示すものであるから、その判断の正確性を担保する必要がある。また、筆界特定の手続は職権で資料収集を行う手続であり、当事者対立構造を採っていないが、その中立性、公正さに対する国民からの信頼を担保する必要がある。このような観点から、

筆界特定登記官は、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて筆界特定を行うこととしている（不登法143条1項）。

しかしながら、筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見を尊重する義務はあるが、これに絶対的に拘束されるのではなく、筆界調査委員の意見が合理的であるか否か、筆界調査委員の意見が割れた場合にはどの意見を採用するか等について最終的な判断をし、筆界についての結論及び理由の要旨を筆界特定書に記載する。

（イ）筆界特定の考慮要素

不登法143条1項に筆界特定登記官が筆界特定に当たり考慮すべき要素が例示されているが、これらの事情を考慮要素として掲げているのは、筆界特定が、あくまでも過去に一筆の土地が登記された時に定められた筆界を探求する作用であることを踏まえたものであり、同項に掲げられた事項に限られるわけではない。

（ウ）筆界特定書の記録事項

筆界特定書は、施行通達の124において、「別記第17号様式の書面その他適宜の方法により作成するものとし、規則第231条第1項各号に掲げる事項を記載の上、筆界特定登記官が職氏名を記載し、職印を押印することを要する」とされ、また、「法第143条第1項及び規則第231条第1項第4号の筆界特定書の理由の要旨は、筆界調査委員の意見書を引用する方法によって明らかにして差し支えない。」とされているが、筆界特定の結論及び理由の要旨並びに規則231条1項各号に掲げる要素を検証・判断した内容を網羅的に記載したり、筆界調査委員の意見書における内容の是非等を記載することとはされていない。

ウ 処分庁による7つの処分の妥当性の検討

（ア）請求文書1について

請求文書1の行政文書開示請求書の①の記載内容から、筆界特定書の第3の1（3）ウの「（略）が対側地と赤道（里道）との境界標であるとの認識であり」との記載の根拠が記載された行政文書の開示を求めていると考えられる。

上記は、乙土地管理者（徳島県）の認識であり、その根拠は、境界確定書が締結されるに当たり、関係人1及び甲土地前所有者の両名は、その立会者として特定日付けの現地協議確認書に署名・捺印していること（筆界特定書第1の2（1））、すなわち当該現地協議確認書及び同月特定日付け境界確定書であるところ、これらの書類は、乙土地管理者の意見として提出された徳島県知事作成の「意見書・資料説明書」（目録24）及び法務局が職権で収集した「境界確定書（徳島県保管）」（目録43）の中に添付されているもの

である。

よって、処分庁が対象文書を上記目録 2 4 及び目録 4 3 の文書と特定し、開示したことは妥当である。

次に、行政文書開示請求書の②の記載内容から、審査請求人が②で請求している行政文書を直ちに特定することは困難であるところ、審査請求人からの平成 2 7 年 1 2 月 7 日受付の F A X（理由説明書の別紙 3 の資料 2（略））の②には、「「ト「境界確定協議書」が、「筆界」の内容と解釈する行為は、不可能である。「筆界と解する」公文書の開示を求む」とあり、「リ 第 1 0 3 8 号申請書以外の「公文書の書面開示」を請求する」とある。この記載と上記 F A X の他の記載内容から、審査請求人は、私的契約である境界確定協議書の境界を本件事件の「筆界」の意見とする事の根拠資料の開示を求めていると考えられる。

更に、平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日受付の F A X（理由説明書の別紙 3 の資料 4（略））の 1 ① b には「「筆界」と認識した対側者の「意思表示」の記載文章の開示を求む。且つ、法務局が「境界」を「筆界」と解釈した職権収集した収取した資料の公文書の開示」との記載があることから、審査請求人は、（a）対側地の所有者が境界確定協議書で確認した境界が「筆界」とであると意思表示したことが記載されている資料及び（b）法務局が境界確定協議書で確認された「境界」を「筆界」と解釈した根拠となる、法務局が職権収集した資料の開示を求めていると解される。

筆界特定登記官は、前記イのとおり、あらゆる物証、人証等を考慮して筆界特定をすることとされており、本件事件でも乙土地管理者の提出した意見書や境界確定協議書で確認された境界も踏まえて筆界特定を行っているが、法令又は通達上、（a）及び（b）のような文書を作成することとされておらず、本件手続記録中にもそのような文書は存在しない。

（イ）請求文書 2 について

請求文書 2 の行政文書開示請求書では、確定書 B 頁 2 「境界確定書」の収集資料の公文書の開示を求めているところ、審査請求人は、平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日受付の F A X（理由説明書の別紙 3 の資料 4（略））において対象文書を「①公文書名「法務局特定公文書名 特定月に徳島法務局登記部門法務事務官が徳島県知事あてに官民境界確定書写しを請求 申請した「函面等交付・閲覧申請書」」」と記載していることから、処分庁が対象文書を「特定月に徳島法務局登記部門法務事務官が徳島県知事あてに官民境界確定書写しを請求 申請した函面等交付・閲覧申請書」と特定し、これを開示したこと

は妥当である。

(ウ) 請求文書 3 について

請求文書 3 の行政文書開示請求書では、①「下記内容（筆界特定書には「特定筆界調査委員の意見書」の記載が存在しない、「特定筆界調査委員の意見を踏まえて次のとおり筆界を特定する」との筆界書である。）と筆界特定書の効力の関係と連動する規定の開示を求む。」、②「本筆界内容に特定調査員の調査内容を記載した文書の場所・及び本筆界書との関係ある文書の開示。又通達 124 条規定を記載しない理由の公文書の開示を求む。」及び③「原始筆界を変更する事実調査・土地の占有状況・内容の調査記載の開示を求む。」と記載されている。

それぞれについて検討すると、①については、平成 27 年 12 月 25 日付けで処分庁が送付した F A X（理由説明書の別紙 3 の資料 5（略））の「1 上記 1 について」に記載のとおり、筆界特定制度に関する法令や通達が該当するところ、これらは処分庁が行政文書として保有しているものではない。

②及び③については、処分庁が上記 F A X の「2 上記 2 について」において特定した行政文書に対し、審査請求人が平成 28 年 1 月 4 日受付の F A X（理由説明書の別紙 3 の資料 7（略））で、「特定職員記載内容で開示を求む。」と記載していることから、処分庁が対象文書を（a）筆界調査委員の調査内容を記載した行政文書、（b）筆界調査委員の調査内容と筆界特定書との関係を記載した行政文書及び（c）筆界調査委員の意見書を引用しない理由を記載した行政文書と特定したことは適切である。

なお、（a）筆界調査委員の調査内容を記載した行政文書について、審査請求人は、上記 F A X で「様式集 14 号及び 14 号様式集関係の全ての調査票の開示を再度求む」としており、これは施行通達の第 5 の 104 及び第 7 の 121 に規定する別記第 14 号により作成された筆界調査委員調査票と考えられるが、前記ア（オ）のとおり、本調査票は作成されないことがあり、本件手続記録中にも存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

（b）及び（c）の文書については、前記イのとおり、筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見を尊重する義務はあるが、これに絶対的に拘束されるのではなく、筆界調査委員の意見が合理的であるか否か、筆界調査委員の意見が割れた場合にはどの意見を採用するか等について最終的な判断をし、筆界についての結論及び理由の要旨を筆界特定書に記載するのであり、法令又は通達上このような文書を作成することとされておらず、本件手続記録中にもそのような文

書は存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

(エ) 請求文書 4 について

請求文書 4 の行政文書開示請求書では、「下記①から⑦の「筆界特定書の内容」を精査・検証した内容の開示を求め」と記載されているところ、これら 7 つの事項については、⑦の下に「上記①～⑦の不登法 1 4 2 条・1 4 3 条の内容の筆界特定書に関する個別検証公文書の開示を請求する。」との記載があり、平成 2 8 年 1 月 4 日受付の F A X（理由説明書の別紙 3 の資料 7（略））においても、受付 1 4 0 号に関する部分において、「登記記録の調査内容の開示」（1－②）、「変更する整合性のある資料が必要であり、その資料の開示を求め。」（1－③）、「国有財産施行細則規定の承認が必要であり、施行細則との筆界の関係の検討開示を要求する。」（1－③）、「不動産法 1 4 3 条の内容を精査した検討内容及びこの他の人証・物証の規定内容での整合性のある検証規定内容を要求する。」（1－③）、「防火用水（太平洋戦争以前に設置した土地定着物である）・その他の状況では他の人証・物証資料での判断及び証拠の開示を求め。」（1－⑥）と記載されていることから、①から⑦までの資料の検証に関する資料について開示請求していると解釈するのが妥当と考えられるので、開示請求書の①から⑦までの文書について個別に検討する。

①（1 4 2 条の筆界調査委員の筆界特定の為に必要な事実の調査内容・意見書）については、その記載のとおり、筆界調査委員の事実の調査の内容及び意見が記載されている文書を指すところ、本件手続記録中、目録 9 及び目録 1 0 の資料のみが該当することから、これを特定し、開示した処分庁の判断は妥当である。

②（登記記録内容）については、上記 F A X の 1 ②で「登記記録の調査内容の開示」と記載していること、また、審査請求人は乙土地と特定番地との境界確認協議書の境界を問題としていることから、処分庁が対象文書を「特定番地の土地の登記記録を調査した内容を記載した行政文書」と特定したことは適切である。

なお、このような文書は、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

③（下記開示地図又は地図に準じる図面資料に反する公図を変更する検討事項の開示を求め。）については、「地図又は地図に準ずる図、面資料に反する公図を変更する検討事項の開示を求め」との記載から、処分庁が対象文書を「地図又は地図に準ずる図面に反す

る公図を変更する検討を行った行政文書」と特定したことは適切である。

なお、このような文書は、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

④（登記簿付属書類）については、上記FAXで「特定番地の登記簿付属書類」と記載されているが、「特に開示資料NO-509号」とあり、これは、本件手続記録特定頁の道路台帳付図を指すと考えられるところ、ここには特定番地以外の土地も表示されていることから、処分庁が対象文書を「対象土地及び関係土地に係る登記簿付属書類」と特定したことは適切である。

なお、対象土地及び関係土地に係る登記簿付属書類は、本件手続記録に編綴されていないことから、対象文書は存在せず（※）、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

※ 原則として、本件のように手続記録に編綴され、行政文書の一部となっている場合を除き、登記簿等は、不登法153条の規定により、法の適用外となっている。

⑤（対象土地及び関係土地の地形・地目・面積・及び形状）については、上記FAXの1⑤で、「対象土地及び関係土地の登記事項証明書及び公図」と記載し、これに対する説明をしていることから、処分庁が対象文書をこの記載どおり特定し、本件手続記録中に編綴されている目録26及び目録35の資料を開示したことは妥当である。

⑥（工作物・困障・又は境界線の有無・その他の状況及びこれらの設置の経緯）については、上記FAXの1⑥で「工作物・困障又は境界線の有無、その他の状況及びこれらの設置の経緯を検証した行政文書」と記載し、その説明をしていることから、処分庁が対象文書をこの記載どおり特定したことは適切である。

なお、このような文書は、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

⑦（その他の事情を総合的に考慮する。納屋建設時に植樹）については、上記FAXの1⑦で「納屋建設時に植樹した樹木について、検証した行政文書」と記載し、その説明をしていることから、処分庁が対象文書をこの記載どおり特定したことは適切である。

なお、このような文書は、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

続いて、行政文書開示請求書の⑧及び⑨について検討する。

⑧（参考とする内容は、無効と解するのか、又は有効と解する内容かの文章の開示を求む。）については、その記載内容及び上記FAXの1⑧で「境界確定書」について、無効と解するのか、有効と解するのか検証した行政文書」と記載し、その説明をしていることから、処分庁が対象文書をその記載どおり特定したことは適切である。

なお、このような文書は、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

⑨（特定個人Aの権限内容を規定した公文書の開示を求む。）については、その記載内容から、処分庁が審査請求人の記載と同内容で文書を特定したことは適切である。

なお、このような文書は、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しないことから、これを不開示とした処分庁の判断は妥当である。

（オ）請求文書5について

請求文書5の行政文書開示請求書では、行政文書の名称等として「①不登法135条の筆界調査員による「事実の調査」内容」、 「②通達第2760号10条（3）（4）（5）」、 「③第11条筆界特定事務日記長、筆界特定関係事務日記張」及び「④筆界特定手続記録」と記載されている。

①は、審査請求人の開示請求の記載内容及び平成28年1月12日受付のFAX（理由説明書の別紙3の資料9（略））の1の記載から、筆界調査委員の調査内容が記載された文書であり、本件手続記録中、目録9及び10の筆界調査委員の意見書のみが該当することから、処分庁が対象文書を筆界調査委員の意見書と特定し、これを開示したことは妥当である。

②は、施行通達の規定から、（3）筆界特定事務日記帳及び筆界特定関係事務日記帳、（4）筆界特定書つづり込み帳表紙、（5）筆界特定書つづり込み帳目録であること、③は、施行通達の規定から、筆界特定事務日記帳、筆界特定関係事務日記帳であることが明らかである。また、④は、その記載内容から、本件事件の手続記録一式であると考えられるところ、処分庁からのこれらの特定内容について、審査請求人も平成28年1月15日受付のFAX（理由説明書の別紙3の資料10（略））で認めており、特定は適切であり、これを開示した処分庁の判断は妥当である。

（カ）請求文書6について

審査請求人は、平成28年3月14日受付のFAX（理由説明書の別紙3の資料3（略））において、行政文書開示請求書で要求している①から③までの文書について説明をしていることから、開示請求書及び上記FAXに記載された内容に基づき、対象文書を特定することが相当と考える。

①イについては、開示請求書の「この境界協議確認書は、「筆界」を形成・認識する資料ではないと解する」との記載及び上記FAXのイ「審査請求人の公文書開示説明」の③の記載内容（「公法である法定外国有財産法上」の効力である「筆界」をみとめる公文書上の資料が存在しなければ、「筆界」の効力を与える事は出来ない。「筆界の効力を与える公文書の開示を求めている。」）との記載から対象となる文書を検討すると、審査請求人が求める文書は、本件手続記録中に添付されている「境界確定協議書、現地協議確認書及び境界確定書」（以下「境界確定協議書等」という。）は、「所有権界」に関する文書であり、本件事件において「境界確定協議書等」をもって「筆界」と認めた根拠となる文書の開示を求めていると解される。上記からすると、処分庁が対象文書を徳島県知事から提出された筆界特定申請に対する意見書に添付されている境界確定協議書等について、筆界特定登記官が当該筆界特定事件において筆界の効力を与えたとする公文書であると特定したことは、本件請求人の開示請求の趣旨に合致するものであると認められ、適切である。

上記文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

①ロについては、①イの審査請求人の主張（境界確定書等は、「筆界」を形成・認識する資料ではないと解する）、開示請求書の「本記述の赤道（里道）を国有財産法の里道管理者である徳島県が認識した根拠の資料の開示を求む。」との記載及び上記FAXのロ「審査請求人の公文書開示説明」の④の記載内容（所有権界の「財産管理」に対して、「筆界の効力を与える」他の行政文書の開示を求む。）から対象となる文書を検討すると、審査請求人が求める文書の趣旨は、徳島県の境界確定に関する行為は「所有権界」に関する隣地の境界確認行為であり、「筆界」に関する行為ではないと考えるところ、こうした徳島県の行為が「筆界」に関するものであるならば、本件事件においてそのように判断した根拠となる文書の開示を求めているものと解される。上記からすると、処分庁が対象文書を境界確定協議書等において確認された境界線について、筆界特定登記官が本件事件において、筆界の効力を与えたとする公文書で

あると特定したことは、本件請求人の開示請求の趣旨に合致するものであると認められ、適切である。

上記文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

①ハについては、上記FAXのハ「審査請求人の公文書開示説明」の②の記載内容（法務局は、上記申請書の「境界確定協議」の「協議」の内容は、「筆界」を含めた内容と解する時は、法律名及び法上条文の開示を求めている。）から、処分庁が対象文書を筆界特定登記官が境界確定協議書等の協議の内容について、筆界を含めた内容と解する法律名及び法上条文を示した公文書であると特定したことは適切であり、本件請求人の記載ともほぼ同じである。

上記文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

①ニについては、上記FAXのニ「審査請求人の公文書開示説明」の②の記載内容（「協議」内容が、この申請書で「筆界」になる公文書の開示を求む。）から、処分庁が対象文書を境界確定協議書等の協議の内容が、境界確定協議の申請で筆界になることを示した公文書であると特定したことは適切であり、審査請求人の記載ともほぼ同じである。

上記文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

①ホについては、上記FAXのホ「審査請求人の公文書開示説明」の②の記載内容（「境界確定協議」の「協議」の行為が、別の効力である（略）が「筆界」と認定した行為は、上記「境界確定協議」の「協議」に規定されていない内容である。「境界確定協議」の「協議」と別の内容である。別に存在する公文書の開示を求む。）から、処分庁が対象文書を境界確定協議書等の協議の内容が、筆界の効力を有することを示した公文書及び筆界特定登記官が、（略）を筆界と認定した行為は、境界確定協議書等の協議と別の内容であるため、筆界と認定する根拠となる他の公文書であると特定したことは適切であり、審査請求人の記載ともほぼ同じである。

上記文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

②については、上記FAXの「審査請求人の公文書開示説明」の

記載内容の②（「境界確定協議」の内容が、「国有財産法の第31条の3の効力の」内容と同一であるので、「境界確定協議」の「協議」内容が「国有財産法」と同一の効力を有する公文書の開示を求む。）から、処分庁が対象文書を境界確定協議書等の内容が国有財産法31条の3と同一の効力を有することを説明した公文書であると特定したことは適切であり、本件請求人の記載ともほぼ同じである。

上記文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

③については、上記FAXの「審査請求人の公文書開示説明」の④の記載内容（此の一致した行為に対して、筆界確定書特定頁以下で「筆界」を審査請求人の考えと異なる内容にした、「境界確定協議」の「協議」内容と異なる「筆界」を確定した内容の公文書の開示を求む。）から、処分庁が対象文書を境界確定協議書等における本件事件の対側地（特定番地）の所有者と本件事件の乙土地を管理する徳島県の考え方に対し、筆界特定登記官がその考えと異なる判断で筆界を特定したことを示す公文書であると特定したことは適切であり、本件請求人の記載ともほぼ同じである。

上記文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

(キ) 請求文書7について

審査請求人は、平成28年5月23日受付のFAX（理由説明書の別添（略））において、行政文書開示請求書で要求している文書の説明をしていることから、このFAXに記載された内容に基づき、対象文書を特定することが相当と考える。

a 「A 筆界確定書記載内容に直接関係する公文書」として、①から⑨までの請求内容が記載されているところ、以下、個別に検討する。

①「140条4項の特定筆界特定登記官調書」については、「期日毎の調書を要求」との記載から、処分庁が対象文書を期日調書（目録7）（文書13）であると特定し、これを開示しているところ、本件請求人の記載とほぼ同じ内容であり、適切である。

また、「平成17年12月6日民二第2760号103・104号の調査内容」については、処分庁が対象文書を施行通達103・104及び121等に規定する別記第14号による筆

界調査委員調査票一式及び筆界調査委員が事実の調査において申請人等から資料の提供を受けたときに作成した資料の写し等であると特定しているが、上記通達の内容（施行通達103「筆界特定に必要な事実の調査において資料の提出を受けたときは、当該資料の写し又は当該資料の概要を写真その他適宜の方法により明らかにした記録を作成し、当該資料を速やかに返還するものとする。」、通達104「筆界特定に必要な事実の調査をしたときは、別記第14号様式又はこれに準ずる様式による調査票に所要の事項を記載し、適宜の時期に筆界特定登記官に提出するものとする。この場合において、103により作成した写し又は記録があるときは、当該写し又は記録を添付するものとする。」）を本事例に当てはめたものであり、対象文書が特定した文書であることは施行通達上明らかであることから、処分庁の特定は適切である。

上記文書は、前記ア（オ）のとおり作成しない場合があり、本件手続記録中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

②「民二第2760号110号の意見聴取内容」の「開催場所の具体的判断記載」については、通達上記載が必要とされている事項ではなく、上記内容を記載した文書も本件手続記録中には存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

「出頭者名」については、処分庁が対象文書を意見聴取期日出頭票（目録8）（文書14）であると特定し、これを開示しているところ、本件手続記録において「出頭者名」が記載されている文書は、処分庁が特定した上記文書であることから、文書の特定は適切である。

「発言内容」については、処分庁が対象文書を期日調書（目録7）（文書13）であると特定し、これを開示しているところ、本件手続記録において、意見聴取等の期日における「発言内容」が記載されている文書は、意見聴取等に関連する通達（施行通達117「意見聴取等の期日の調書は、別記第15号様式により、期日ごとに作成するものとする。2以上の申請人又は関係人に係る意見聴取等の期日を同時に開いた場合にも、1通の調書を作成すれば足りる。」）の内容から、施行通達117に記載されている別記第15号様式で作成された文書であることは明らかであることから、文書の特定は適切である。

「通地者の氏名。送付先」については、処分庁が対象文書を意

見聴取期日について、筆界特定登記官が申請人及び関係人に送付した意見聴取等期日通知書（通知書については、本件手続記録と別の通知綴りに編綴されている。）（文書16）であると特定し、これを開示しているところ、意見聴取等に関する通達（施行通達111「（不登）法第140条第1項の通知は、当該期日に係る申請人及び関係人に対し行う。なお、同一の日時に2以上の申請人及び関係人に係る期日を同時に開くことを妨げない。」）の内容から、本件手続記録中において本内容が記載されている文書は、処分庁が特定した上記文書であることから、文書の特定は適切である。

「15号様式は具体的内容の記載」については、処分庁が対象文書を施行通達別記第15号による期日調書（目録7）（文書13）であると特定し、これを開示しているところ、意見聴取等に関する通達（施行通達117）の内容から、施行通達117に記載されている別記第15号様式で作成された文書であることは明らかであることから、文書の特定は適切である。

③「民二第2760号115号記載内容の事実の陳述」については、処分庁が対象文書を期日調書（目録7）（文書13）であると特定し、これを開示しているところ、施行通達115では、意見聴取等の期日における参考人の事実の陳述について規定しており、この陳述内容が記載されているのは、施行通達117で定める別記第15号様式で作成された期日調書（文書13）であることは明らかであることから、文書の特定は適切である。

④「民二第2760号117号118号の調書」については、意見聴取等に関する通達（施行通達117及び施行通達118「意見聴取等の期日の調書の記録は、次のとおりとする。以下略。」）の内容から、施行通達117に記載されている別記第15号様式で作成された文書であり、期日調書（目録7）（文書13）であることは明らかである。また、「提出資料との関係で意見手続き内容の記録」及び「特に118号（4）ア・イの具体的内容」の開示を求むについては、施行通達118（4）ア（意見を陳述した申請人又は関係人が事前に意見の概要を書面で提出していた場合には、ア 当該書面が申請人又は関係人が陳述した意見の全部の概要として適切であるときは、当該書面を筆界特定手続記録につづり込むとともに、調書の手続の要領欄に、例えば、「〇〇は、〇年〇月〇日付け〇〇作成に係る〇〇と題する書面記載のとおり意見を述べた。」等と記

録する。)の内容から、意見聴取期日において申請人が提出した資料(目録19)(文書15)であることは明らかであることから、文書の特定及び開示は適切である。

⑤「民二第2760号121号に依る別記第14号様式の書面の報告」については、施行通達121(「規則229条の規定による筆界調査委員の報告は、別記第14号様式の書面その他適宜の方法によって行うものとする。」)の内容(別記第14号様式は、筆界調査委員調査票表紙、調査票(地図、地図に準ずる図面、地積測量図等)、調査票(登記記録)、調査票(事情聴取等)、調査票(現地調査)、収集資料、の6つの様式が存在する。)から、処分庁が対象文書を施行通達別記第14号による筆界調査委員調査票一式(表紙、地図、地図に準ずる図面、地積測量図等、登記記録、事情聴取等、現地調査、収集資料)であることは明らかであることから、文書の特定は適切である。

上記調査票は、前記ア(オ)のとおり作成しない場合があり、本件手続記録中に上記調査票は存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

⑥「民二第2760号142号規定の別記16号様式の書面」の①記載部分については、「筆界確定書特定頁(10)記載の特定日の「境界確定書」が第三者に効力を及ぼす内容の説明事項の開示」との記載から、処分庁が対象文書を本件事件の筆界特定書第2の1(10)記載の特定日付けの境界確定書が第三者に効力を及ぼす旨を説明した行政文書であると特定したことは、本件請求人の記載とほぼ同じ内容であり、適切である。

上記文書は、通達上記載が必要とされている事項ではなく、本件手続記録中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は、妥当である。

同項目の②の記載部分については、「様式14号の筆界形成経緯等及び調査票(事情聴取等)のその他特記事項内容の調査票」との記載内容から、処分庁が対象文書を施行通達別記第14号による筆界調査委員調査票一式であると特定したことは、本件請求人の記載とほぼ同じ内容であり、適切である。

上記調査票は、前記ア(オ)のとおり作成しない場合もあり、手続記録中にも上記調査票は存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

同項目の③の記載部分については、「「境界確定書」「現地協議確認書」「境界確定書協議書」内容の境界線の確認は、特定

番地所有者の法的要件を充足していない内容である」，「特定番地先の徳島県が権限を有する公文書の開示を求める。」との記載から，徳島県が特定番地先の所有者として境界確定をする権限を有している根拠となる文書の開示を求めていると解されるところ，処分庁が対象文書を本件事件の乙土地の管理者である徳島県が特定日付けの境界確定書の権限を有するとした根拠となった行政文書であると特定したことは，上記解釈とほぼ同じ内容であり，特定は適切である。

上記文書は，通達上記載が必要とされている事項ではなく，本件手続記録中にも存在しないことから，不開示とした処分庁の判断は妥当である。

⑦「民二第2760号122・123号の土地の形状・区画・工作物・周壁の位置。「意見の内容を明らかにすることが出来る内容の開示」」については，「民事の境界線の契約内容に対する第三者に効力が及ぶ法的規定の開示・解釈内容の開示を求む。」との記載から，本件乙土地の管理者である徳島県が行った境界確定が第三者に効力が及ぶ規定及び解釈に関する文書の開示を求めていると解されるところ，処分庁が対象文書を特定日付けの境界確定書が第三者に効力を及ぼす旨を説明した行政文書であると特定したことは，上記解釈とほぼ同じ内容であり，特定は適切である。

上記文書は，通達上記載が必要とされている事項ではなく，本件手続記録中にも存在しないため，不開示とした処分庁の判断は妥当である。

⑧「民二第2760号104の調査内容の別記14号様式の調査票」については，処分庁が対象文書をa)平成4年5月13日付けの境界確定書が第三者に効力を及ぼす旨を説明した行政文書，b)施行通達別記第14号による筆界調査委員調査票一式並びにc)所有者の財産管理規定が第三者に効力を及ぼす法的規定の収集資料及び筆界特定書に効力を果たせる根拠となる公文書であると特定しているところ，a)及びc)については，本件請求人の記載とほぼ同じであり，特定は適切である。b)については，「調査票」及び「その他6種類」との記載から，上記⑤における説明と同様の理由により，上記通達別記第14号による筆界調査委員調査票であることは明らかであり，特定は適切である。

a)及びc)については，通達上記載が必要とされている事項ではなく，本件手続記録中にも存在しないことから，不開示と

した処分庁の判断は妥当である。また、b)の調査票については、前記(1)才のとおり、作成しないことがあり、本件手続記録中にも調査票は存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

⑨「民二第2760号122号別記第16号報告書」については、処分庁が対象文書を施行通達別記第16号による筆界特定意見書及び当該意見書に添付された図面(目録9及び目録10)(文書17)であると特定し、これを開示しているところ、施行通達122(「(不登)法第142条の規定による筆界調査委員の意見の提出は、別記第16号様式による書面(以下「意見書」という。)により行うものとする。意見書には、意見及びその理由を明らかにし、筆界調査委員が署名し、又は記名押印するものとする。2以上の筆界調査委員の意見が一致する場合には、当該2以上の筆界調査委員は、連名で1通の意見書を作成して差し支えない。」)の内容から、対象文書が特定した文書であることは明らかであり、特定は適切である。

b 続いて、Bに記載されている文書について検討する。

審査請求人から送付された平成28年5月23日受付のFAXの記載から、処分庁が対象文書を本件事件の筆界特定書の根拠となり、A①から⑨までの書面と同一の効力を有する文書又はこれに基づく調査書面及び筆界特定書の記載内容を構成した直接の根拠となる公文書、不登法135条ないし140条により収集した資料の内容に反する筆界特定書の記載が筆界特定の根拠となる規定を示す公文書であると特定したことは、本件請求人の記載とほぼ同じであり、適切である。

これらの文書は、法令や通達上作成することとされておらず、また、本件手続記録中にも存在しないことから、不開示とした処分庁の判断は妥当である。

エ 本件審査請求書について

上記7つの処分との対応関係を審査請求書において明確に区分することは困難であるが、各審査請求書の記載から、審査請求人は、以下の主張をしていると考えられる。

<主張1>

本件事件の筆界特定に当たり、徳島県の行った境界確定を参考として筆界を特定しているが、境界確定協議の法的性質は、所有権の及ぶ範囲に関する私法上の和解契約であり、公の境界である「筆界」を確定するものではない。

そのような境界確定を参考として筆界を特定したのであれば、そ

の効力を第三者にも及ぶものであると検証・認定した文書があるはずであるから、当該文書の開示を請求する。また、審査請求書の別添（略）の効力を廃除する公文書の開示を請求する（諮問第604号）。

（各審査請求書における当該主張部分（略））

<主張2>

徳島県の境界確定は、土地の所有者でなく、土地の所有者の代理権限も有しない特定個人Aによって確認されたものであり、適法に行われたものでないにもかかわらず、この境界確定を筆界を特定するための資料としたのであれば、この境界確定を第三者にも効力の及ぶものと検証、認定した文書があるはずであるから、当該文書の開示を請求する。

（各審査請求書における当該主張部分（略））

<主張3>

筆界特定登記官は、筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、囲障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して対象土地の筆界特定をし、その結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成しなければならないとされている（法143条1項）ところ、筆界特定書において、筆界調査委員の意見や各考慮要素について検証した内容が記載されていないことから、これらの検証内容が記載された文書の開示を請求する。

（各審査請求書における当該主張部分（略））

<主張4>（諮問第604号）

本件請求人が開示を求める文書が存在しないのであれば、本件筆界特定は、根拠のない法的効力を無視したものであり、不登法132条1項7号に該当する。

（審査請求書3における当該主張部分（略））

審査請求人が審査請求書において存在すると主張する上記の行政文書は、ウにおいて説明したとおり、筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく、また、本件手続記録の中にも存在しないことから、処分庁において作成・保有していないことは明らかであり、処分庁が原処分において特定し、開示した文書及び不開示とした文書は妥当である。

オ 不存在を妥当とした対象文書については、本件対象文書のほかに開示請求の対象とすべき文書を処分庁において保有していないと判

断した理由

上記エのとおり、審査請求人が審査請求書において存在すると主張する行政文書は、筆界特定の検討に当たり作成することが法令及び通達上で規定されているものでなく、本件手続記録の中にも存在しない。

なお、筆界特定事務を取り扱う徳島地方法務局本局登記部門及び本件手続記録を保管する同局特定支局登記部門において、本件事件に係る文書を探索し、本件手続記録に綴られている文書以外には存在しないことを確認した。

以上から、処分庁において審査請求人が存在すると主張する行政文書は保有していないと判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第410号、同第411号及び同第604号（以下、順次「諮問第410号」、「諮問第411号」及び「諮問第604号」という。）を併合の上、調査審議を行った。

- ① 平成28年6月3日 諮問の受理（諮問第410号及び諮問第411号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年7月6日 審査請求人から意見書1（諮問第410号）及び意見書2（諮問第411号）を收受
- ④ 同年9月28日 諮問の受理（諮問第604号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑥ 同年10月17日 審議（諮問第410号、諮問第411号及び諮問第604号）
- ⑦ 同年11月2日 審査請求人から意見書3を收受（諮問第604号）
- ⑧ 同年12月1日 諮問庁から補充理由説明書を收受（諮問第410号、諮問第411号及び師恩第604号）
- ⑨ 同月15日 審査請求人から意見書4（諮問第410号）、意見書5（諮問第411号）及び意見書（諮問第604号）を收受
- ⑩ 同月19日 諮問第410号、諮問第411号及び諮問第604号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、特定の筆界特定事件（本件事件）に関し、請求文書1ないし請求文書7の開示を求めるものである。

処分庁は、本件各開示請求について、処分1ないし処分7（原処分）により文書1ないし文書17（本件対象文書）を特定し、その一部を法5条1号、2号イに該当する、又は不登法153条の規定により法の適用が除外されているとして不開示とするとともに、その余の文書は保有していないとする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、外に開示請求の対象とすべき文書が存在するとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 特定の妥当性について

(1) 請求文書1について

ア 請求文書1は、開示請求書及び意見書並びに諮問書に添付された対象文書の特定の経緯、理由説明書及び補充理由説明書（以下「開示請求書等」という。）の記載によると、本件事件に関し、①筆界特定書の特定の記載の根拠が記載された行政文書、②境界確定協議書の境界を本件事件の境界の意見とすることの根拠資料並びに③対側地の所有者が境界確定協議書で確認した境界が「筆界」とであると意思表示したことが記載されている資料及び法務局が境界確定協議書で確認された「境界」を「筆界」と解釈した根拠となる法務局が職権収集した資料の開示を求めるものと認められる。

イ これらに対し、原処分においては、文書1及び文書2を特定しており、これについて、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 上記①については、当該記載は、乙土地管理者（徳島県）の認識であり、その根拠は、現地協議確認書及び境界確定書であるところ、これらの書類は、乙土地管理者の意見として提出された徳島県知事作成の「意見書・資料説明書」（文書1）及び法務局が職権で収集した「境界確定書（徳島県保管）」（文書2）の中に添付されているものである。

(イ) 上記②及び③については、筆界特定登記官は、あらゆる物証、人証等を考慮して筆界特定をすることとされており、本件事件でも乙土地管理者の提出した意見書や境界確定協議書で確認された境界も踏まえて筆界特定を行っているが、法令又は通達上、上記のような文書を作成することとされておらず、本件手続記録中にもそのような文書は存在しない。

ウ 諮問庁の上記説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、請求文書1につき、文書1及び文書2を特定し、この外に請求文書1に該当する文書は保

有していないとして不開示としたことは、妥当である。

(2) 請求文書2について

ア 請求文書2は、開示請求書の記載によると、本件事件に係る特定の境界確定書の収集資料の開示を求めていると認められる。

イ これに対し、原処分においては、文書3を特定しており、これについて、諮問庁は、審査請求人は、開示請求時に処分庁に送付したFAXにおいて、対象文書を「①公文書名「法務局特定公文書名特定月に徳島法務局登記部門法務事務官が徳島県知事あてに官民境界確定書写しを請求 申請した「図面等交付・閲覧申請書」」」と記載していることから、文書3を特定した旨説明する。

ウ 諮問庁の上記説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、請求文書2につき、文書3を特定したことは、妥当である。

(3) 請求文書3について

ア 請求文書3は、開示請求書の記載によると、本件事件に関し、①筆界特定書の特定の記載と筆界特定書の効力の関係と連動する規定、②筆界特定書の筆界特定調査員の調査内容を記載した文書の場所、同筆界特定書と関係のある文書及び施行通達124の規定を記載しない理由並びに③原始筆界を変更する事実調査・土地の占有状況・内容の調査が記載された文書の開示を求めるものと認められる。

イ これらに対し、原処分においては、文書4を特定しており、これについて、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 上記①については、筆界特定制度に関する法令や通達が該当するところ、これらは処分庁が行政文書として保有しているものではない。

(イ) 上記②及び③については、開示請求時の文書の特定の際に、処分庁が審査請求人に対し、当該請求文書の対象を「(a) 筆界調査委員の調査内容を記載した行政文書、(b) 筆界調査委員の調査内容と筆界特定書との関係を記載した行政文書及び(c) 筆界調査委員の意見書を引用しない理由を記載した行政文書」と記載して示したところ、審査請求人から、当該記載内容で開示を求める旨の回答がFAXであったものである。

上記(a)については、審査請求人の上記FAXの他の記載を踏まえると、文書4(筆界調査委員の意見書)の外、筆界調査委員調査票の開示も求めていると考えられるが、当該文書は筆界特定登記官が作成を求めない場合には作成されないこともあり、また、上記(b)及び(c)については、法令又は通達上、このような文書を作成することとされておらず、いずれの文書も、本件手続記録中に

存在しない。

ウ 上記①については、筆界特定に関する事務を所掌する地方法務局において、筆界特定制度に関する法令又は通達を保有していないとは考えられず、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記説明は、当該開示請求が筆界特定に係る規定の開示を求めるものであることから、当該規定が仮に存在すれば、一般論として、筆界特定制度に関する法令や通達が該当するとしたものであるが、本件で審査請求人が求めている規定は、開示請求書及び上記FAXの記載によると、筆界調査委員の意見や当該意見についての当否等について記載のない筆界特定書の効力に関する規定と解され、そのようなものを規定した法令又は通達は存在しないことから、処分庁が行政文書として保有しているものではないと判断したとのことである。

エ 諮問庁の上記説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、文書4を特定し、この外に該当する文書は保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

(4) 請求文書4について

ア 請求文書4は、開示請求書の記載によると、本件事件に関し、①特定の7事項に係る筆界特定書の内容を精査・検証した内容、②参考とする内容は、無効と解するのか、又は有効と解する内容かの文書及び③特定個人Aの権限内容を規定した公文書の開示を求めるものと認められる。

イ これらに対し、原処分においては、文書5及び文書6を特定しており、これについて、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 上記①の7事項は、1) 不登法142条の筆界調査委員の筆界特定のために必要な事実の調査内容・意見書、2) 登記記録内容、3) 特定の地図又は地図に準じる図面資料に反する公図を変更する検討事項、4) 登記簿附属書類、5) 対象土地及び関係土地の地形・地目・面積・及び形状、6) 工作物・囲障・又は境界線の有無・その他の状況及びこれらの設置の経緯並びに7) 「その他の事情を総合的に考慮する」である。

(イ) 上記7事項のうち、1) については、その記載から文書5(筆界調査委員の意見書)を特定した。

2) については、開示請求時の審査請求人からのFAXの記載等から、「特定番地の土地の登記記録を調査した内容を記載した行政文書」と特定したが、このような文書は、法令又は通達上作成することとされておらず、本件手続記録中にも存在しない。

3)、6)及び7)についても、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しない。

4)については、上記FAXの記載等から、対象土地及び関係土地に係る登記簿附属書類と特定したが、当該文書は本件手続記録に編てつされていないため、対象文書は存在しない。

5)については、上記FAXの記載等から、文書6(対象土地及び関係土地の登記事項証明書及び公図)を特定した。

(ウ)上記②及び③については、法令又は通達上作成することとされており、本件手続記録中にも存在しない。

ウ 上記①のうち、4)について、本件の対象土地等を管轄する徳島地方法務局において、当該土地に係る登記簿附属書類を保有していないとは考え難いため、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該開示請求は、開示請求書及び上記FAXの記載によると、不登法143条1項に掲げられている「登記簿附属書類」を含めた7事項の内容を精査・検証した内容の文書の開示を求めるものと解されるところ、本件筆界特定の検討のために収集した資料を編てつすることになっている手続記録中には、当該「登記簿附属書類」について精査・検証をした文書はなかったことから、当該「登記簿附属書類」は本件筆界特定の検討には用いられていないと認められたため、対象文書は存在しないと判断したとのことである。

エ 諮問庁の上記説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから、請求文書4につき、文書5及び文書6を特定し、この外に該当する文書は保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

(5) 請求文書5について

ア 請求文書5は、開示請求書の記載によると、本件事件に関し、①不登法135条の筆界調査委員による事実の調査の内容、②施行通達10(3)(4)(5)、③施行通達11筆界特定事務日記帳、筆界特定関係事務日記帳及び④筆界特定手続記録の開示を求めるものと認められる。

イ これらに対し、原処分においては、文書7ないし文書12を特定しており、これについて、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 上記①については、開示請求時の審査請求人からのFAXの記載等から、筆界調査委員の調査内容が記載された文書であり、筆界調査委員の意見書(文書7)のみが該当する。

(イ) 上記②については、施行通達の規定から、同通達10(3)筆界特定事務日記帳(文書8)及び筆界特定関係事務日記帳

(文書 9) , 同 (4) 筆界特定書つづり込み帳表紙 (文書 10) , 同 (5) 筆界特定書つづり込み帳目録 (文書 11) であり, 上記③についても, 同通達 11 の規定から, 筆界特定事務日記帳 (文書 8) 及び筆界特定関係事務日記帳 (文書 9) であることが明らかである。

(ウ) 上記④については, 本件事件の手続記録一式 (文書 12) を特定した。

ウ 諮問庁の上記説明に, 不自然, 不合理な点は認められず, これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから, 請求文書 5 につき, 文書 7 ないし文書 12 を特定したことは, 妥当である。

(6) 請求文書 6 について

ア 請求文書 6 は, 開示請求書等の記載によると, 本件事件に関し, ①特定の境界確定協議書等について, 筆界特定登記官が本件事件において筆界の効力を与えたとする公文書, ②特定の行為が「筆界」に関するものであるならば, 本件事件においてそのように判断した根拠となる文書, ③筆界特定登記官が境界確定協議書等の協議の内容について, 筆界を含めた内容と解する法律名及び法上条文を示した公文書, ④境界確定協議書等の協議の内容が, 境界確定協議の申請で筆界になることを示した公文書, ⑤本件事件の筆界を認定する根拠となる境界確定協議書等の協議と別の内容の公文書, ⑥境界確定協議書等の内容が国有財産法 31 条の 3 と同一の効力を有することを説明した公文書並びに⑦境界確定協議書等における当事者の考え方に対し, 筆界特定登記官がその考えと異なる判断で筆界を特定したことを示す公文書の開示を求めるものと認められる。

イ これらについて, 諮問庁は, 上記各文書は, 筆界特定の検討に当たり作成することが法令又は通達上で定められているものではなく, また, 本件手続記録の中にも存在しない旨説明する。

ウ 諮問庁の上記説明に, 不自然, 不合理な点は認められず, これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから, 請求文書 6 につき, 該当する文書を保有していないとして不開示としたことは, 妥当である。

(7) 請求文書 7 について

ア 請求文書 7 は, 開示請求書の記載等によると, 本件事件に関し, ①筆界確定書記載内容に直接関係する公文書として, 1) 期日調書並びに筆界調査委員調査票一式及び筆界調査委員が事実の調査において申請人等から資料の提供を受けたときに作成した資料の写し等, 2) 施行通達 110 の意見聴取内容の開催場所の具体的判断記載, 出頭者名, 発言内容, 通知者の氏名及び送付先並びに期日調書,

3) 期日調書, 4) 期日調書及び意見聴取期日において申請人が提出した資料, 5) 筆界調査委員調査票一式, 6) 筆界特定書記載の特定の境界確定書が第三者に効力を及ぼす旨を説明した行政文書, 筆界調査委員調査票一式及び徳島県が特定の境界確定書の権限を有するとした根拠となった行政文書, 7) 特定の境界確定書が第三者に効力を及ぼす旨を説明した行政文書, 8) 特定の境界確定書が第三者に効力を及ぼす旨を説明した行政文書, 筆界調査委員調査票一式並びに所有者の財産管理規定が第三者に効力を及ぼす法的規定の収集資料及び筆界特定書に効力を持たせる根拠となる公文書, 9) 筆界特定意見書及び当該意見書に添付された図面並びに②筆界特定書の根拠となり, 上記①の書面と同一の効力を有する文書又はこれに基づく調査書面及び筆界特定書の記載内容を構成した直接の根拠となる公文書, 不登法135条ないし140条により収集した資料の内容に反する筆界特定書の記載が筆界特定の根拠となる規定を示す公文書の開示を求めるものと認められる。

イ これらに対し, 原処分においては, 文書13ないし文書17を特定しており, これについて, 諮問庁は, 以下のとおり説明する。

(ア) 上記①の1)及び3)については, 期日調書(文書13)を特定したが, その余の文書は, 筆界特定登記官が作成を求めない場合には作成しない場合があり, 本件手続記録中にも存在しない。

(イ) 上記①の2)については, 期日調書(文書13)並びに当該期日における意見聴取日出頭票(文書14)及び意見聴取等期日通知書(文書16)を, ①の4)については, 期日調書(文書13)及び当該期日において申請人が提出した資料(文書15)を, ①の9)については, 筆界特定意見書及び当該意見書に添付された図面(文書17)を, それぞれ特定した。

(ウ) 上記①の5)並びに6)及び8)のうち筆界調査委員調査票については, 上記(ア)と同じ理由により, 作成しない場合があり, また, 上記①の6)及び8)のその余の文書並びに上記①の7)及び上記②については, 通達上記記載が必要とされている事項ではなく, いずれについても, 本件手続記録中にも存在しない。

ウ 諮問庁の上記説明に, 不自然, 不合理な点は認められず, これを覆すに足りる特段の事情も認められないことから, 請求文書7につき, 文書13ないし文書17を特定し, この外に該当する文書は保有していないとして不開示としたことは, 妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、請求文書6につき、これを保有していないとして不開示とし、請求文書1及び請求文書2の開示請求に対し、文書1ないし文書3を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とし、請求文書3、請求文書4及び請求文書7の開示請求に対し、文書4ないし文書6及び文書13ないし文書17を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とするとともにその余の文書を保有していないとして不開示とし、請求文書5の開示請求に対し、その一部を不登法153条の規定により法が適用されないとして不開示とした上で、文書7ないし文書12を特定し、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とするとともにその余の文書を保有していないとして不開示とした各決定については、請求文書6につき、これを保有していないとして不開示とし、請求文書1ないし請求文書5及び請求文書7につき、文書1ないし文書17を特定し、その余の文書は保有していないとしたことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙 1 (本件請求文書)

1 請求文書 1 (平成 28 年 (行情) 諮問第 410 号)

筆界特定書の公文書記載内容の中で、公文書の作成根拠となりうる資料の開示。A 頁第 3 1 (3) 記載の根拠内容

ウ 対側地所有者は、対側地を購入した際 (特定月) には (略) が対側地と赤線 (里道) との境界線であるとの認識であり、乙地管理者と対側地所有者との間に於いては認識は一致している

この文書の根拠となる公文書の開示を請求する。

① 「(略) が対側地と赤線 (里道) との境界線」

A 上記文書を記載した「職権徴収資料」の文書名。

B 上記文書の原文の内容・・・「職権徴収資料」の資料に記載されている「原文記載文章」の開示を求める。

C 資料収集日の記載資料のコピーでの開示。

② 法務局の徳島県から職権収集 NO-209~224 までの資料は、境界確定協議申請である。此の協議の為の資料は下記書面である。下記書面の内容を「(略) が対側地と赤線 (里道) との境界線であるとの認識であり」の根拠となる内容を記載した公文書名は、下記「公文書」のなかで特定してください。特定した時は、

イ その内容を記載した公文書名。

ロ 記載内容のコピー。

ハ 及び筆界登記官に意見の提出報告書。

2 請求文書 2 (同上)

確定書 B 頁 3 「境界確定書」の収集資料の公文書の開示請求。

3 請求文書 3 (同上)

公文書開示及び筆界特定書内容に関して下記の内容と、筆界特定書の効力の関係と連動する規定の開示を求む。

筆界特定書には

① 「特定筆界調査委員の意見書」の記載が存在しない。

② 「特定筆界調査委員の意見書を踏まえて次のとおり筆界を特定する」との筆界書である。

「特定筆界調査委員の意見書」は本筆界特定書には反映していない。

「特定筆界調査委員の意見書」が本筆界特定書の公文書に反映されている公文書の開示を求む。

公文書作成は、公文書の番号により特定する。本筆界特定書は、筆界特定番号特定日付けの公文書である。

本件事件の「筆界書」内容の理由の記載は（不登）法143条で求められている。

民二第2760号通達124条では、筆界特定書には、別記第17号様式の書面で、（不登）法143条1項及び規則231条1項4号の筆界特定書の理由書を記載する内容になっている。

特定筆界特定委員の意見書の記載が存在しない。142条・143条の内容は一体を構成する内容である。筆界特定書内容の記載が民二第2760号内容に反する「特定筆界調査委員の意見を踏まえ次のとおり筆界を特定する」との記載である。

この筆界特定書は、「特定筆界調査委員の意見書が記載されていない。」。この「筆界特定書」の公文書は、審査請求人は、下記の理解であるので、「特定筆界調査委員の意見書」との関係で無効である。本筆界内容に特定調査員の調査内容を記載した文書の場所・及び本筆界書との関係ある文書の開示。又通達124条規定を記載しない理由の公文書の開示を求む。
無効の理由。

① （不登）法143条規定の「特定筆界調査委員の意見書」意見書が記載されていない。

② （不登）法142条内容の事実調査の内容が不明である。

公図の必要的記載事項として、原始筆界の重要性を規定しており、原始筆界を変更する・事実調査・土地の占有状況・内容の調査記載の開示を求む。

4 請求文書4（同上）

不登法143条の「筆界特定書」に記載する事項が列挙されている。

下記①～⑦の「筆界特定書の内容」を精査・検証した内容の開示を求む。

※（略）

① 142条の筆界調査委員の筆界特定の為の必要な事実の調査内容・意見書。

② 登記記録内容。

③ 筆界確定書B頁2 公図，では、原始筆界創設時の公図で忠実な筆界を反映している。確定書D頁の「筆界線の特定」では、原始筆界の記載では、原始筆界で原始筆界創設時の公図で忠実な筆界を反映している地図・又は地図に準じる図面の精査・検証内容。下記開示地図又は地図に準じる図面資料に反する公園を変更する検討事項の開示を求む。

（資料（略））

特に原始筆界創設時の原始公図を排除する内容の検証を正確に比較事項との検証内容の要件の開示内容。

④ 登記簿付属書類。

⑤ 対象土地及び関係土地の地形・地目・面積・及び形状

- ⑥ 工作物・困陣・又は境界線の有無・その他の状況及びこれらの設置の経緯。

(略)

- ⑦ その他の事情を総合的に考慮する。(略)

* (略)

最初に上記①～⑦の不登法142条・143条の内容の筆界特定書に関する個別検証公文書の開示を請求する。

つぎに代理行為に関する解釈公文書規定の開示を求む。

- ⑧ 但し確定書「B頁3境界確定書について」内容で、申請人の代理人、又は管理者等どの様な資格に基づいて立ち会ったかは不明であるが、関係人1及び対側地所有者との間に於いて有効であると考えから、筆界の確定にあたっては参考とする資料であると記載されている。

参考とする内容は、無効と解するのか、又は有効と解する内容かの文章の開示を求む。

法律効果の意思表示は、主体・意思表示内容・客体の関係で法律効果が発生する内容である。

上記関係者の法律行為効果が第三者に効果を及ぼす行為が存在する公文書・法律規定内容の開示を求む。無効である。

- ⑨ 民法103条で権限の定めのない代理人は、保存行為。又代理の目的である物・権利の性質を変えない範囲内において、その利用、又は改良を目的とする行為が可能であるとする法的規定である。

特定個人Aの権限内容を規定した公文書の開示を求む。特定個人Aの行為は、法務局の考えを基礎とした代理行為は、保存行為のみである。法務局が解釈する法的権限の開示を求む。

以上142・143条等関係の調査内容の開示を求む。

5 請求文書5(同上)

- ① 不登法135条の筆界調査員による「事実の調査」内容の開示。
- ② 通達第2760号10条(3)(4)(5)の開示。
- ③ 第11条筆界特定事務日記長、筆界特定関係事務日記張の開示。
- ④ 筆界特定手続記録の開示。(第144条規定)

6 請求文書6(同第411号)

筆界確定書(本件事件)の内容A頁(3)「本件擁壁について」「ウ」の下記判断の収集資料の開示請求。

乙地管理者は、上記(1)イのとおり(略)した線が、甲地北側と乙地の境界であるとの認識であり、対側地所有者は、対側地を購入した際(特定月)には本件、(略)が対側地と赤線(里道)との「筆界線」であるとの認

識であり、乙地管理者と対側地所有者との間に於いては認識は一致している。

① 所有権界の「境界線」に関する協議確認線と「筆界」の相違。国有財産管理者は、「筆界」を理解した管理行為を行うものである。徳島県は、（略）に沿った線を管理者としては権限を行使した内容である。

イ 職権収集資料（略）では、特定番地と特定番地の先の境界を確認した。

（この境界線は立会現地協議確認書で所有権界の「境界」は確認された。境界確認資料の開示を求む。）この境界協議確認書は、「筆界」を形成・認識する資料ではないと申請人は解するが、法務局が筆界書面でないと考える調査資料の開示を求む。

登記名義人に対して、国有財産法上の手続規定の適用が存在しない。

存在するなら国有財産法上の書面の開示を求む。又排除する書面の開示。

ロ 上記資料は「境界確認の為の」資料である。境界協議書では、「筆界」の効力は存在しない。（略）が対側地と赤線（里道）との「筆界線」であるとの認識であるが、不登法14条4項・143条の地図に準ずる図面と同一である。本記述の赤線（里道）を国有財産法の里道管理者である徳島県が認識した根拠の資料の開示を求む。

ハ 特定番地所有者が、「筆界」を認識する資料の開示を求む。

ニ 乙地管理者は、（略）が、甲地北側と乙地の「筆界」であるとの認識である。この「筆界」を基礎づける資料の開示を求む。

ホ 「境界協議確認書」で「特定番地」と「特定番地に先」の「境界」を確認した。

此の「境界線」の関係と上記内容の（略）した線が、甲地北側と乙地の「筆界」であるとの認識と断定した。此の（略）の「境界」と「筆界」の内容の説明資料の開示を求む。但し（略）が対側地と赤線（里道）が存在する事を認定した。（略）の相違資料の開示を求む。

② 国有財産管理者の徳島県と特定番地所有者の契約は、対側者に効力が及ぶ国有財産法の手続を適用していないので、「私的契約」である所有権界を、上記①の「イ」の資料で認めた内容である。及び不登法14条4項・143条の地図に準ずる図面で登記名義人である特定番地所有者は、筆界を主張するので、徳島県と特定番地A登記名義人の主張は、筆界では一致する内容である。

特定番地A所有者の「筆界」（地図に準ずる図面）と管理者の徳島県が主張する所有権界の内容・筆界内容の図画が一致しながら（上記赤線（里道）記載「ロ記載」の同一性の内容。）一致しないと判定する資料の開示を求む。（特定番地Aの所有権は、徳島県と関係では、不登法14条4項・143条の地図に準ずる図面のとおりの所有権界・筆界を共有している。）

③ 境界協議確認書の申請要件は、特定番地の所有者は、（略）が、対側地

と赤線（里道）との境界線の認識である。管理者の徳島県も同一の認識である。

（略）と特定番地の間に赤線（里道）が存在する事を認めた内容である。この主張も、不登法14条4項・143条の地図に準ずる図面の内容を認めた行為である。里道は、特定番地と（略）の間に存在する規定である。申請人の主張に合致する。特定番地所有者・徳島県の主張に合致する内容を否定する資料の開示を求む。

7 請求文書7（同第604号）

開示請求不登法（特定番地に関係する調査内容の陳述開示）

A 筆界確定書記載内容に直接関係する公文書。

- ① 140条4項の特定筆界特定登記官調書の開示。平成17年12月6日民二第2760号103・104号の調査内容。
- ② 民二第2760号110号の意見聴取内容の開示。
- ③ 民二第2760号115号記載内容の事実の陳述。
- ④ 民二第2760号117号118号の調書。特に118号（3）イの内容を具体的に開示を求む。期日調書。
- ⑤ 民二第2760号121号に依る別記第14号様式の書面の報告。
104号121号関係。
調査票・地図・地図に準じる図面・地積測量図・登記記録・事情聴取・現地調査収集資料
- ⑥ 民二第2760号142号規定の別記16号様式の書面。
- ⑦ 民二第2760号122・123号の土地の形状・区画・工作物・囲障の位置。「意見の内容を明らかにすることが出来る内容の開示。特に徳島県の「官民境界線の協議接点について」は、民事の境界線の契約内容に対する解釈内容の開示を求む。
- ⑧ 民二第2760号104の調査内容の別記14号様式の調査票の開示。
- ⑨ 民二第2760号122号別記第16号報告書。

B 上記書面が存在し無い時は、上記①ないし⑨迄の書面内容と同一の効力を有する調査書面の開示。但し筆界確定書記載内容と直接の根拠となる公文書の開示を要求する。

別紙 2 (原処分)

処分	処分日及び番号	対応する請求文書	特定された文書
処分 1	平成 28 年 1 月 14 日付け総第 22 号	請求文書 1	文書 1 本件事件に係る筆界特定 手続記録のうち、徳島県知事作 成「筆界特定申請に対する意見 書」及びその添付書類（境界確 定書等を含む。） 文書 2 本件事件に係る筆界特定 手続記録のうち、徳島県知事作 成「図面等交付・閲覧申請につ いて」（境界確定書等を含 む。）
処分 2	同第 23 号	請求文書 2	文書 3 特定月に徳島地方法務局 登記部門法務事務官が徳島県知 事宛てに官民境界確定協議書写 しを申請した文書「図面等交 付・閲覧申請書」（本件事件に 係るもの）
処分 3	同月 19 日付け 同 30 号	請求文書 3	文書 4 筆界調査委員の調査内容 を記載した行政文書として、筆 界調査委員の意見書（本件事件 に係るもの）
処分 4	同第 31 号	請求文書 4	文書 5 本件事件に係る筆界調査 委員の調査内容を記載した行政 文書として、筆界調査委員の意 見書 文書 6 本件事件に係る対象土地 及び関係土地の登記事項証明書 及び公図（ただし、筆界特定手 続記録に編綴されているもの）
処分 5	同年 2 月 23 日 付け総第 94 号	請求文書 5	文書 7 本件事件に係る筆界特定 手続記録のうち、筆界調査委員 の意見書 文書 8 特定年筆界特定事務日記 帳 文書 9 特定年筆界特定関係事務

			<p>日記帳（ただし、徳島地方法務局特定支局に保管のもの）</p> <p>文書10 筆界特定書つづり込み帳表紙（ただし、徳島地方法務局特定支局に保管のもの）</p> <p>文書11 筆界特定書つづり込み帳目録（ただし、徳島地方法務局阿南支局に保管のもの）</p> <p>文書12 本件事件に係る筆界特定手続記録一式</p>
処分6	同年4月13日 付け総第232号	請求文書6	不存在
処分7	同年7月5日付 け総第409号	請求文書7	<p>文書13 本件事件に係る筆界特定手続記録のうち、不登法140条4項及び施行通達記第6の117に規定する別記第15号様式による期日調書</p> <p>文書14 本件事件に係る筆界特定手続記録のうち、文書13の期日における意見聴取期日出頭票</p> <p>文書15 本件事件に係る筆界特定手続記録のうち、文書13の期日において当該筆界特定申請人が提出した資料</p> <p>文書16 文書13の期日について、筆界特定登記官が申請人及び関係人に送付した意見聴取等期日通知書</p> <p>文書17 本件事件に係る筆界特定手続記録のうち、不登法142条及び施行通達記第7の122に規定する別記第16号様式による筆界特定意見書及び当該意見書に添付された図面</p>

別紙 3 (本件事件の筆界特定手続記録の目録)

- 1 筆界特定手続記録表紙
- 2 公告・通知管理簿 (特定日 A)
- 3 公告・通知管理簿 (特定日 B)
- 4 公告・通知管理簿 (特定日 C)
- 5 公告・通知管理簿 (特定日 D)
- <第 1 分類>
- 6 筆界特定申請書
- 7 期日調書 (別記第 1 5 号。特定日 E)
- 8 意見聴取期日出頭票 (同日)
- 9 筆界特定意見書① (特定筆界調査委員作成)
- 10 筆界特定意見書② (特定筆界調査委員作成)
- 11 筆界特定書
- <第 2 分類>
- 12 現地調査調書 (特定日 F)
- 13 現地調査立会出頭票 (同日)
- 14 意見等目録 (申請人提出 A 号証)
- 15 資料説明書・意見書 (特定個人 B 作成。特定日 G 受付)
- 16 資料説明書・意見書 (特定個人 B 作成。特定日 H 受付)
- 17 資料説明書・意見書 (特定個人 B 作成。特定日 I 受付)
- 18 資料説明書・意見書 (特定個人 B 作成。特定日 J 受付)
- 19 資料説明書・意見書 (特定個人 B 作成。特定日 E 受付)
- 20 資料説明書・意見書 (特定個人 B 作成。特定日 K 受付)
- 21 資料説明書・意見書 (特定個人 B 作成。特定日 L 受付)
- 22 意見書・説明書 (特定個人 C 作成。特定日 M 受付)
- 23 資料等目録 (関係人提出 B 号証)
- 24 意見書・資料説明書 (徳島県知事作成。特定日 N 受付)
- 25 資料目録 (職権)
- 26 地図及び地図に準ずる図面の写し
- 27 閉鎖した地図及び地図に準ずる図面の写し
- 28 上記 27 の広範囲のコピー
- 29 閉鎖準図 (和紙・明細図) の証明書
- 30 上記 29 の広範囲のコピー
- 31 閉鎖準図 (和紙・土地台帳付属地図) の証明書
- 32 上記 31 の広範囲のコピー
- 33 地積測量図 (対象土地及び関係土地の隣接土地)
- 34 建物図面各階平面図

- 3 5 登記事項証明書
- 3 6 閉鎖登記簿（合併 粗悪移記 コンピ移記）
- 3 7 旧土地台帳
- 3 8 空中写真
- 3 9 道路台帳付属図面（特定市保管）
- 4 0 特定市税務課保管の課税台帳付属地図
- 4 1 土地明細図（特定市保管）
- 4 2 土地台帳（特定市保管）
- 4 3 境界確定書（徳島県保管）
- 4 4 空中写真
- <第3分類>
- 4 5 委任状（特定個人B作成）
- 4 6 委任状（特定個人D作成）
- 4 7 固定資産評価証明書（特定個人B。特定日P）
- 4 8 固定資産評価証明書（特定個人C。特定日P）
- 4 9 筆界特定申請手数料算出プログラム
- 5 0 固定資産評価証明書（特定個人B。特定日Q）
- 5 1 固定資産評価証明書（特定個人D。特定日Q）
- 5 2 住民票等の発行について（回答）（特定市市民生活課長）
- 5 3 回答書（徳島県特定市長）